

第5期幸区区民会議委員・参与名簿

【委員名簿（部会別、50音順、敬称略）】

自転車事故ゼロ部会		
審議テーマ		
○自転車の交通安全対策		
	氏 名	推薦団体・公募・区長推薦
1	阿部 法弘	幸区PTA協議会
2	飯島 忠男	市民公募
3	大澤 義和	幸区保護司会
4	押山 兼二	幸区交通安全対策協議会
5	近藤 多恵	日吉のわッ
6	佐々木 繁	市民公募
7	西野 恭一	幸区町内会連合会
8	原 紀代子	市民公募

地域力で暮らしやすいまち部会		
審議テーマ		
○誰もが暮らしやすいまちの実現		
○地域コミュニティの活性化		
	氏 名	推薦団体・公募・区長推薦
1	青木 晴彦	幸区医師会
2	伊藤 善通	市民公募
3	小野 偉	CCさいわい
4	神谷 修	区長推薦（産業）
5	佐藤 例藏	幸区老人クラブ連合会
6	高橋 希	日吉商店街連合会
7	檜林 照江	幸区社会福祉協議会
8	成川 慎一	幸区自主防災連絡協議会
9	西本 マルドニア	区長推薦（多文化共生）
10	藤井 照美	幸区子ども会連合会
11	松井 節子	幸区文化協会
12	村田 清子	幸区民生委員児童委員協議会

【参与（50音順、敬称略）】

	氏 名	所 属
1	小田 理恵子	川崎市議会議員
2	鎗木 茂哉	
3	かわの 忠正	
4	竹間 幸一※1	
5	沼沢 和明	
6	野田 雅之※2	
7	山田 益男	
8	吉田 史子※3	
9	渡辺 学※2	

	氏 名	所 属
1	市川 よし子	神奈川県議会議員
2	田中 徳一郎	

※1 平成26年10月31日まで

※2 平成27年4月13日から

※3 平成27年4月12日まで

目 次

第1章 区民会議の概要

- 1 区民会議とは…………… 1
- 2 課題解決の流れ…………… 1

第2章 地域課題に基づく審議テーマの検討

- 1 各委員からの地域課題の提案…………… 2
- 2 地域課題の集約による審議テーマの選定及び専門部会の設置…………… 12

第3章 各部会の調査審議の方針及び検討内容

- 1 自転車事故ゼロ部会…………… 13
 - (1) 調査審議の方針…………… 13
 - (2) 検討内容…………… 14
- 2 地域力で暮らしやすいまち部会…………… 27
 - (1) 調査審議の方針…………… 27
 - (2) 検討内容…………… 28

第4章 第5期幸区区民会議からの提言

- 1 自転車の交通安全対策（自転車事故ゼロ部会）…………… 41
- 2 誰もが暮らしやすいまちの実現（地域力で暮らしやすいまち部会）…………… 43
- 3 地域コミュニティの活性化（地域力で暮らしやすいまち部会）…………… 44

第5章 第5期幸区区民会議フォーラムの実施概要

- 1 当日の様子…………… 45
- 2 来場者シール投票・インタビューの実施…………… 46

参考資料

- 1 第5期幸区区民会議調査審議スケジュール…………… 51
- 2 「区内道路の危険箇所調査」に基づく「通行環境整備の必要な箇所」事例…………… 52
- 3 関係規程…………… 58

第1章 区民会議の概要

1 区民会議とは

区民会議は、平成17年4月に施行した「川崎市自治基本条例」の第22条に規定された市長の附属機関です。暮らしやすい地域社会の実現を目指して、区民の参加と協働により、地域の課題を区民が主体となって解決を図るために調査審議を行います。

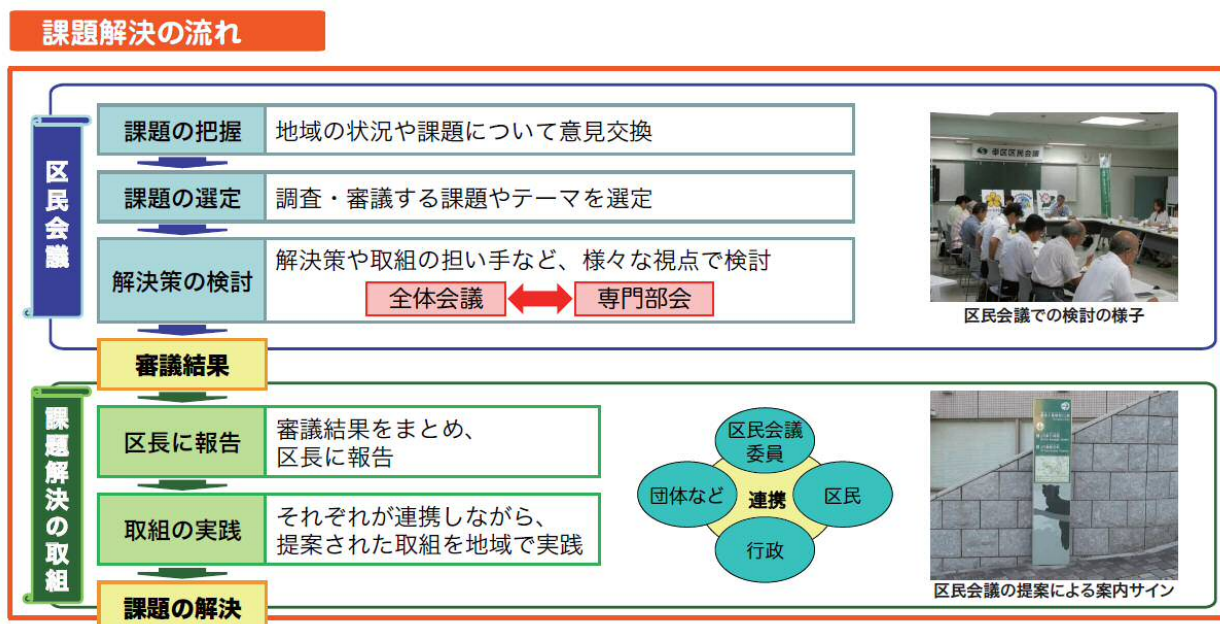
幸区ではこれまで、第1期（平成18、19年度）、第2期（平成20、21年度）、第3期（平成22、23年度）、第4期（平成24、25年度）の区民会議が実施されており、今回が第5期目となります。

2 課題解決の流れ

区民会議では、はじめに地域課題の把握や審議テーマの選定を行った後に、解決の方向や取組の担い手などについて、様々な視点で検討していきます。

幸区では、全ての区民会議委員と参加者が出席する「全体会議」と、審議テーマごとに分かれた委員が調査審議する「専門部会」の2つの会議を設け、各専門部会の調査審議を数回行った後に、全体会議を開催し、意見交換及び情報の共有を行うというプロセスを繰り返して、解決の方向性や具体的な方法について審議します。

その後、審議結果を提言としてとりまとめた後、区長に報告するとともに、区民との協働の推進や関係機関との連携等により地域課題の解決に取り組んでいきます。



第2章 地域課題に基づく審議テーマの検討

1 各委員からの地域課題の提案

第1回区民会議（全体会議）の開催に先立ち、各委員が今後の審議テーマを考えるに当たって、事前に「地域の課題として、解決に向けて協議したい事項」を提案することとしました。

提案された内容について、事務局が項目ごとに分類・整理し、それを基に第1回区民会議（全体会議）で意見交換を行いました。

また、委員の互選により、委員長が西野委員、副委員長が村田委員に決定しました。



委員長:西野 恭一 委員



副委員長:村田 清子 委員

各委員からの審議テーマ提案一覧表

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
1	交通安全対策の推進	自転車マナーの向上	●自転車を利用する人が多いが、道が狭く、歩道を走るため、人とぶつかり危ない。	●自転車専用道路を設置し、歩行者との接触をさける。例として、栄通りはバスが通り両方向自動車が走るが自転車が走りづらい。 ●公園への自転車の通行規制。例として、南河原公園を国道1号線を渡り駅方向へ進み、公園の散歩者とぶつかる。
2			●啓発活動の強化	●ラゾーナ川崎など大型商業施設にて自転車交通マナーのリーフレットや小冊子などの配布やクイズ形式の参加型イベントの開催、事故の映像を流し見てもらうようなイベントで啓発を促す。
3			●法規改正などもあり、この課題は継続性を持って、他の団体と協調し、取り組む必要がある。	
4			●自転車通勤者と歩行者の事故を防止する。特に、踏切横断時に、接触事故が多い。	●踏切を自転車で通行する人は、事故防止のため下車して渡るようにする。
5		自転車交通ルールの周知・徹底	●交通ルールを無視した自転車走行による危険の排除	●小、中、高校における自転車交通ルールの講習 ●町内会・自治会、老人会等における自転車交通ルールの講習 ●街頭における自転車交通ルールのチラシ配布 ●各種方法による自転車交通ルールの周知活動後 …街頭における指導実践(当初は無罰指導) …事前広報後の取締りの実施
6			●狭い道路において自転車の車道右側通行が見受けられる。正面衝突や車輦と接触の危険「ハラハラ」「ドキッ」が多く見受けられる。これを改善しないと死亡事故が増える。	●定期的に警察と連携し継続的な交通指導運動を行う。 ●地域の団体等に危険な道路を抽出してもらい、重点地域、一番良い解決方法を考える。
7			●小中学生の自転車運転の規則が行き届いていないため、年配者が危険な思いをしたという話をよく聞く。	●小中学生のための自転車安全運転の講習を警察が開いてほしい。

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
8	交通安全対策の推進	自動車の交通マナーの向上	●信号のない横断歩道で歩行者がいても自動車は無視して通っていく。	●警察官による取締り強化 ●児童通路の監視員による指導
9		歩道の整備・改善	●狭い道幅に加えて、車両進入のための切り下げによる凹凸の多発により高齢者・身障者の歩行の危険性が高くベビーカー等の走行も困難になっている。	●委員の実査による実態把握 ●歩道の構造変更（セミフラット化）による切り下げ不要 ●電柱に近接するバス停の移動 ●電線の地中化推進
10	環境美化活動の推進	街の緑の維持・保全	●街路樹、植え込み、花壇等の手入れの間隔が長すぎて見た目が悪い。	●植え込み等の手入れは、シニアのボランティアを活用する。
11		川崎駅周辺の路上喫煙とポイ捨ての禁止	●路上喫煙禁止地区において、いまだ多くの喫煙者がいる。本来巡視員なり指導員の姿があつて然りだと思いが、見かけたことはほとんどない。看板や路上に貼られたプレートが破損していたり、目立たなかったりする。	●きちんと決めたことは守られるように、目立つ場所に目立つように看板を再設置するとともに、破損箇所は修繕復旧を行う。 ●定期的に路上喫煙及びポイ捨て禁止を呼び掛ける運動を行う。一時的では効果がありません。継続的に行う。
12		ゴミの捨て方・収集方法の改善	●ごみ置き場のごみが収集されず何時間も放置状態になっている。 ●自転車、オートバイ、家電製品の不法投棄	●ごみは 10 時までには収集するまたは夜間に収集する。
13			●収集箱が無い場合、歩行者用道路にゴミ袋を置いているが、一応ネットはかけても、カラスが生ゴミをあさって、袋を引き出し、生ゴミが散乱しているのをよく見かける。美化環境のためにも、また衛生上にも問題がある。	●堅固で大きな収集箱を設置してもらいたい。
14		公園清掃の推進	●樹木の枝下ろし、雑草の刈込	●道路公園センターで春秋 2 回剪定をするよう依頼要請

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
15	地域の防犯力の向上	防犯カメラの設置	●商店街には防犯カメラがかなり設置されているが、住宅地にも設置することが出来ないか。	●行政からの補助を強化する。
16			●市民生活の安全に役立つ防犯カメラについて、幸区内の状況はどの様になっているのか。増設はできるのか、提案したい。	●最近防犯カメラのシールが貼られているが、あまり周知されていない様なので、広報と増設についての検討をしていきたいと思う。
17		通学路の整備・保安向上	●通学路の整備・保安向上	●委員の実査による実態把握 ●歩道の構造変更(セミフラット化)による切り下げ不要 ●電柱に近接するバス停の移動 ●電線の地中化推進
18		落書き消しの取組	●歩道に設置された東京電力の配電盤など、至る所に落書きされている。	●落書き消しを地域の行事として定期的に行うことで「安心」「安全」なまちづくりに役立てる。 ●整理整頓、清掃するという行為は、防犯にもつながることから、落書き消しについて、警察署も積極的に協力してくれるとのこと。

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
19	地域防災活動の推進	自助による防災対策の推進	●自助に力を入れた防災対策	●広報誌で『防災に備えよう』コーナーを設け、役に立つ情報・豆知識などを、実際の震災(災害)体験から、これは使えるという事を紹介する。
20			●まず自分の身は、自分で守る。最低一週間位の水などの蓄えの推進	
21		地域で取り組む防災・減災の推進	●3.11の東日本大震災で、防災意識が高まっているのに、住民に地域避難所の運営等、内容や自主防災組織についての情報が周知されていない。	●自主防災組織の活動状況調査、育成 ●地域避難所の運営 ●防災器具や備蓄の状況調査 ●学校、生徒との連携 ●災害時・後の情報発信について
22		建物の耐震性向上	●新築マンションは耐震性のあるものに。一般家屋の耐震性では倒壊の恐れあり	●地震への対応を心がまえし、命を大事にする啓蒙 ●高層マンションの耐震性能の診断の促進
23		災害時の避難路の確保	●比較的狭隘な道路においては災害時(特に大地震発生時)にブロック塀や自動販売機等の倒壊、自宅前の駐車車両の移動等により道路が閉鎖されて避難が困難になる恐れがある。	●狭隘な道路に面した駐車車両の移動防止(駐車時の車輪止め・チェーン等による移動防止) ●狭隘な道路に設置された自動販売機等の転倒措置の強化 ●道路上の電線路の強化(電空倒壊防止、電線の断線防止、変圧器・開閉機類の落下防止等) ●ブロック塀の倒壊防止措置(無鉄筋塀の撤去)

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
24	高齢者・障害者の暮らしやすい街の実現	「川崎らしい地域包括ケアシステムの構築」に向けた地域力の強化	●「システムの構築」にとって、地域力の強化は不可欠であり、そのためには最前線の町内会・自治会の加入率の向上と人材の発掘・育成が肝要 ●一方で行政と地域の連携の核となる地域包括支援センターの存在感・スキルアップも重要な課題 ●双方の観点に立って、実践的なアプローチによる解決策立案のための突っ込んだ調査・分析の実施	①関係組織へのアンケート・ヒアリングの実施 ●地域包括支援センターの職員の生の声、民生委員、町内会、老人クラブなども ●「個人情報保護法」の制約問題も・・・ ②他地域も含め成功事例の収集とノウハウの習得 ●町内会・自治会の会員獲得と人材発掘・育成の具体的成功事例の収集・分析 ●地域での協働による成功実践例も。 ③モデル地区を設け、成功事例づくりにチャレンジ ●地域、行政、地域包括支援センターの3者協働で特定地域でのケアシステムのモデル策定と実践
25		地域の見守り体制の充実	●老人、子どもを含め、地域で見守る体制の充実、年々変わる情勢に合わせて、考え方を変えていく必要性	
26		車イス等を含む歩行困難者への支援	●風の強い日など、ビル風対応へのボランティア活動の推進	●行政、福祉関係への協力要請
27		さらに安全・安心なまちを目指して	●サギ・ひったくり・空き巣・交通事故・震災・高齢者増・老々介護・震災時避難等々、地域での心配事は尽きません。さらなる防止策は不可欠と考えます。	●情報徹底の為にも町内会・自治会への加入促進 ●高齢者一人暮らし、老々介護者のマップづくり ●緊急避難所の早急な構築
28		高齢者が安心して住めるまちづくり	●川崎市の中でも幸区は、高齢化が進んでいる。特に独居高齢者や高齢者夫婦の世帯などの生活、福祉、医療、介護等が充実しているのだろうか。あるいは、それらの情報が周知されているのだろうか。あるいは、十分に利用されているのだろうか。	●区内でどのような設備、制度、組織があるかを調べ、分かりやすくまとめる。 ●困ったときの窓口はどこか、広報を行う。 ●各団体間が、連携を取り合っているか、あるいは、どのような取り組みをしているかを調べる。

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
29	高齢者・障害者の暮らしやすい街の実現	住民参加による孤立・孤独死の防止	●世帯構造の変化や人間関係の希薄化の中で、高齢者の孤立や孤独死が社会問題になっています。孤立死を防止するには、近隣住民、集合住宅管理者、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ライフライン事業者等の関係団体の情報共有やコミュニケーションの緊密化が必要になるでしょう。	●第4期の「みんなで見守りたい」の提言をベースにした取組を行う。
30	地域コミュニティ活動の活性化	地域コミュニティの連携強化	●最近地区内の団体等に参加する人が減少している。特に役員の成り手が無く、各団体の高齢化が進展し、組織活動の活力が失われてきている。	●地域とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指し地域のイベントの活性化を促進するため、町内会・自治会、PTA等の団体と共同で世代間の交流を進める。
31			●第4期の「みんなで見守りたい」は、主に高齢者を対象とした取り組みなので、次に地域住民全体で見守りあえる関係を考えたい。	●人材育成。特に団塊の世代が地域で活動できる仕組み ●幅広い世代が集まれる居場所（いこいの家、子ども文化センター等の利用方法）
32			●共同住宅において、朝夕通路で合っても挨拶しない人が大勢いる。	●町内会、自治会などで、おしゃべり会を月1回設ける。
33		地域活動での世代間格差の解消	●地域活動等での世代間格差を感じる。何事も従前通り行いたい年配の方、時代が変化し同じ事を従前通り行っていたのではと考える世代とのギャップを感じる。町内会等の役員は大変高齢で大先輩であるが、現在の親が持つ感覚が理解できないのか、何事も従前通りが目立つ。	●直接これを言ってしまうと喧嘩になるので、如何に時代が変化して、激変消滅と言うような時代の中で生活し、子どもたちも、親も娯楽や楽しみが多種多様な価値観の中で育まれ、物の無い時代には楽しかったことが楽しくないと感じる。それぞれの地域で話し合える機会やきっかけを作る場の提供
34		団塊世代の地域活動への参加促進	●リタイアをする時期に、地域への帰属意識を持って頂けたら活性化につながるのでは…と。 ●福祉に関しても今後、地域包括ケアに向かっています。アイデアや新しい活動の提案をしていかないとなりませんので、今まで経済社会に身を置いていた方々の経験も必要と考えています。	

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
35	地域におけるエコ・環境の推進	ゴミの分別・減量・リサイクル	●町内会・自治会等の資源回収は、数値化して報告されているが、家庭ごみゴミはその仕組みが無い。ゴミの排出量を見える化(数値化)すれば、各家庭でも目標を持って減量・リサイクル化が進むと考えられる。	●家庭ゴミの種類や容量を元に数値化出来る仕組みを調査研究する。
36			●ワンランク UP の資源ゴミの出し方でゴミの減量につなげる。	●分別は定着してきていると思うので、次は減量につながるアイデアを考えていきたい。 ●今回委員さんの中に CC さいわいの方がいらっしゃるのでは何か参考になることが聞けるのではないのでしょうか。
37			●第3期で課題として挙げて、かなり浸透していると思うが、今少し、推し進める内容がある。 ●個人宅では、分別も進んでいるが、アパート、小世帯マンション、単身者では、考えが少し違うと思う。プラスチックの収集をリサイクルマークの無いものでも集める、包装容器も多少汚れていても集めるなど、行政に働きかける。	
38		身近な取り組みによる地球環境保全の推進	●温暖化防止等地球環境保全が問題視されています。省エネ、資源活用、緑化促進は重要。また、たばこポイ捨て、粗大ごみ放置等身近な環境改善も大事な課題と考えます。	●エコライフ／環境家計簿の奨励 ●空き公地を活用した植樹緑化／喫煙エリアの設置 ●余った物の有効活用(リユースシステム／マーケット) ●加瀬山／緑道の保全

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
39	青少年の健全育成等	子ども達の豊かな心を育む	●最近の子ども達は自己中心的であったり、自分の気持ちを発見できないように思います。思いやり、優しさ、協調性、自立性が無い為に、いじめや暴力などが多発しています。	●幸区の子ども会では色々な体験（生活、社会、自然）などを通して、仲間関係や人と人との繋がりの中で、豊かな心が育まれていくように活動しています。 ●川崎市の子ども会では、育成者の方々に、子ども達がいじめや暴力を防ぐことができるよう、基本的人権「安心」「自信」「自由」を守り、支援する為の研修会を行いました。 ●子ども達が安心して、自由に発言出来る場、環境づくりとして、地域でも子ども達と楽しく接する機会を沢山もち、親睦を深める事も、純粋な子ども達の気持ちを再発見する事ができ、今後、子ども達が安心して気軽に私たち（大人）に相談できるのではないのでしょうか。
40		思いやりのある心豊かな人づくり、まちづくり	●いじめ、批判、虚偽、隠ぺいなど、道に外れた行為が多く感じます。弱き者をいたわる心、素直に感謝する心を持ちたい。永遠のテーマ。まず一歩から。	●地域のゴミ拾いボランティア活動の定期化 ●介護施設等への見学・慰問・体験実習 ●専門講師による講演（学校／町内会／自治会／区民集客）
41	地域の魅力発信	幸区内における魅力スポットの情報発信の拡充	●幸区には、「夢見ヶ崎動物公園」「多摩川・矢上川」「東芝未来科学館」「ラゾーナ川崎プラザ」「ミューザ川崎シンフォニーホール」などの魅力スポットがある。情報発信をきめ細かく提供するとともに、回遊ルートを整備するなど、来街者を増やす努力を進める。	●施設の整備、回遊ルートの安全安心性の確保、ルート上の休憩スペース、おしゃれなカフェ・レストランの誘致などを積極的に実施して、来街者を誘致するために、観光協会・商店街など関係機関と連携する。
42		幸区の資源を活用した活力のあるまちの創造	●幸区の資源として、多摩川の堤防グラウンド、比較的大きな地区公園、科学技術の商業施設、地域の特色を生かした商店街や町内会の各種行事等がある。それらを活用して人集めの企画を発信する事により、まちの活性化に繋げる。	●幸区の特徴を生かした各種資源を発掘し、それらを生かせられないか調査研究し、利用しやすい状況で発信する。 ●幸区内で利用できる共通商品券を発行し、割引価格で販売したり、各種行事の景品に使用したりして、商店街の活性化に繋げる。

No	地域の課題として、解決に向けて協議したい事項			地域の課題を解決するためのアイデアや他の地域で既に取り組んでいる事例
	分類	項目	内容	
43	交通アクセスの向上	新川崎または鹿島田をハブにしたバス交通網の形成	●川崎駅に行くバスは多数あるが、区の中を移動する場合に利用しづらい。	●市バスを増やしてくれれば。

2 地域課題の集約による審議テーマの選定及び専門部会の設置

第1回区民会議（全体会議）での意見交換の結果、「安全・安心なまちづくり」と「地域コミュニティの充実と、誰もが暮らしやすいまちづくり」の2つのテーマを調査審議する専門部会を設置することとなりました。

その後、「安全・安心のまちづくり」を審議テーマとする専門部会を「自転車事故ゼロ部会」、「地域コミュニティの充実と、誰もが暮らしやすいまちづくり」を審議テーマとする専門部会を「地域力で暮らしやすいまち部会」としました。

提案された取組テーマ		審議テーマ候補案	部会	
1	自転車マナーの向上	交通安全対策の推進	安全・安心なまちづくり	
2				
3				
4				
5	自転車交通ルールの周知・徹底			
6				
7				
8				
9	自動車の交通マナーの向上	環境美化活動の推進		
10	歩道の整備・改善			
11	街の緑の維持・保全			
12	川崎駅周辺の路上喫煙とポイ捨ての禁止			
13	ゴミの捨て方・収集方法の改善	地域の防犯力の向上		
14	公園清掃の推進			
15	防犯カメラの設置			
16	通学路の整備・保安向上			
17	落書き消しの取組	地域防災活動の推進		
19	自助による防災対策の推進			
20	地域で取り組む防災・減災の推進			
21	建物の耐震性向上			
22	災害時の避難路の確保			
23				
24	「川崎らしい地域包括ケアシステムの構築」に向けた地域力の強化	高齢者・障害者の暮らしやすい街の実現		地域コミュニティの充実と、誰もが暮らしやすいまちづくり
25	地域の見守り体制の充実			
26	車イス等を含む歩行困難者への支援			
27	さらに安全・安心なまちを目指して			
28	高齢者が安心して住めるまちづくり	地域コミュニティ活動の活性化		
29	住民参加による孤立・孤独死の防止			
30	地域コミュニティの連携強化			
31				
32		地域におけるエコ・環境の推進		
33	地域活動での世代間格差の解消			
34	団塊世代の地域活動への参加促進			
35				
36	ゴミの分別・減量・リサイクル	青少年の健全育成等		
37				
38	身近な取り組みによる地球環境保全の推進			
39	子ども達の豊かな心を育む			
40	思いやりのある心豊かな人づくり、まちづくり	地域の魅力発信		
41	幸区内における魅力スポットの情報発信の拡充			
42	幸区の資源を活用した活力のあるまちの創造			
43	新川崎または鹿島田をハブにしたバス交通網の形成			
		交通アクセスの向上		

第3章 各部会の調査審議の方針及び検討内容

1 自転車事故ゼロ部会

(1) 調査審議の方針

ア 審議テーマの選定

「自転車事故ゼロ部会」では、委員の意見を次の4つの項目に整理するとともに、5つの選定基準(協働性・実現性・必要性・緊急性・公平性)を踏まえ、審議テーマを選定しました。

審議テーマ分野	委員提案要旨
1 交通安全対策の推進	(1) 自転車などの交通マナーの向上 (2) 交通ルールの周知・徹底 (3) 歩道等のバリアフリー化 
2 環境美化活動の推進	(1) 街の緑の維持管理 (2) 路上喫煙・ポイ捨て禁止の徹底 (3) ゴミ出しルールの周知・徹底 
3 地域の防犯力の向上	(1) 防犯カメラの設置 (2) 街灯の設置等による通学路の安全性向上 (3) 落書き消しの実施 
4 地域防災活動の推進	(1) 災害時の「自助」「共助」の強化 (2) 建物の耐震性向上 (3) 災害時の避難路の確保 



《審議テーマ》

・ 自転車の交通安全対策

【委員の主な意見】

- ・ 自転車ルールを知らない人が多い。子どもだけでなく大人のマナーも問題である。
- ・ 高齢者向けにも交通安全教室が必要なのではないか。
- ・ 自転車は第1期からの検討テーマでもあるが、継続して取り組む必要があるのではないか。
- ・ マナー周知や交通規制等のソフト面と、自転車走行環境の改善のハード面の両方向から、検討を行ってはどうか。

イ 部会の体制

(ア) 部会の名称の決定

自転車事故の無いまちづくりの推進を目指し、「自転車事故ゼロ部会」としました。

自転車事故ゼロ部会

(イ) 正副部会長の選出

部会長・副部会長は、委員の互選により次の委員になりました。



部会長:阿部 法弘 委員



副部会長:近藤 多恵 委員

(2) 検討内容

ア 取組の方向性

審議テーマに関する幸区等の取組状況と、第1～4期の区民会議の審議内容をもとに、部会の取組の方向性を検討しました。

《取組の方向性1》

- ・ まち歩きの実施による区内道路の危険箇所の調査

【委員の主な意見】

- ・ 自転車の交通安全の観点から、区内道路の総点検をしたい
- ・ 道路状況に応じた自転車の利用制限も考えられるのではないかと
- ・ 自転車レーン等の表示があれば、運転者も安全に走行するようになるのではないかと

《取組の方向性2》

- ・ 高齢者を対象とした自転車ルールの周知

【委員の主な意見】

- ・ 交通安全教室等のイベントは子ども向けが多く、高齢者向けのものが少ない
- ・ 飲酒運転の減少等を見ても、ルールの厳罰化が一番効果的

イ 調査審議経過

第1、2回の部会では、交通安全や防犯、防災活動等についての取組状況の把握などを行い、審議テーマの選定、今後の取組の方向性を検討しました。

第3～5回の部会では、区内道路の現地調査の検討、自転車ルールの周知についての取組の把握などを行いました。現地調査については、幸警察署へのヒアリングや、過去の自転車事故のデータ等をもとに、調査箇所、方法の具体的検討を進めました。

第6～11回の部会では、まち歩き調査による区内道路の危険箇所の状況把握を行うとともに、高齢者を対象とした交通安全教室の実施方法等について検討を行いました。

第12、13回の部会では、調査審議の内容を踏まえ、提言案のとりまとめを行いました。

開催日	会議名及び主な議題	出席委員
平成26年10月1日（水）	第1回専門部会 ・ 審議テーマの選定 ・ 正副部会長の選出 ・ 専門部会名の検討	8名
平成26年10月31日（金）	第2回専門部会 ・ 自転車の交通安全に関する取組について ・ 審議テーマに係る今後の取組の方向性の検討 ・ 第5期幸区区民会議（第2回）における報告内容について ・ 専門部会名の決定	7名
平成26年12月17日（水）	第3回専門部会 ・ 区内道路の危険箇所調査の実施についての検討 ・ 審議テーマに関する課題の整理	7名
平成27年2月2日（月）	第4回専門部会 ・ 区内道路の危険箇所調査の実施についての検討 ・ 中高年を対象とした自転車ルール周知手法の検討	8名
平成27年2月23日（月）	第5回専門部会 ・ 幸警察署からの情報提供 ・ 区内道路の危険箇所調査の実施についての検討 ・ 第5期幸区区民会議（第3回）における報告内容について	7名
平成27年4月20日（月）	「第1回 区内道路の危険箇所調査」（南河原地区）	5名
平成27年4月27日（月）	第6回専門部会 ・ 「区内道路の危険箇所調査（南河原地区）」の実施結果の確認 ・ 「体験型高齢者交通安全教室」に係る地域団体との調整状況	8名
平成27年5月25日（月）	「第2回 区内道路の危険箇所調査」（御幸地区）	5名

開催日	会議名及び主な議題	出席 委員
平成 27 年 6 月 1 日（月）	第 7 回専門部会 ・「区内道路の危険箇所調査（御幸地区）」の実施状況の確認 ・「体験型高齢者交通安全教室」の実施内容の検討	7 名
平成 27 年 6 月 18 日（木）	「第 3 回 区内道路の危険箇所調査」（日吉地区）	5 名
平成 27 年 6 月 24 日（水）	第 8 回専門部会 ・「区内道路の危険箇所調査（日吉地区）」の実施状況の確認 ・「区内道路の危険箇所調査」のふりかえり ・「区内道路の危険箇所調査」結果を踏まえた課題解決方法の検討	7 名
平成 27 年 7 月 27 日（月）	第 9 回専門部会 ・「区内道路の危険箇所調査」結果を踏まえた課題解決方法の検討 ・「体験型高齢者交通安全教室」の実施内容の確認	6 名
平成 27 年 9 月 16 日（水）	「第 1 回 体験型高齢者交通安全教室（日吉地区老人クラブ）」	5 名
平成 27 年 9 月 28 日（月）	第 10 回専門部会 ・「体験型高齢者交通安全教室」の実施状況の確認 ・幸区民祭におけるブースの出展内容の検討	6 名
平成 27 年 10 月 17 日（土）	幸区民祭ブース出展	5 名
平成 27 年 10 月 21 日（水）	「第 2 回 体験型高齢者交通安全教室（河原町地区老人クラブ）」	4 名
平成 27 年 10 月 26 日（月）	第 11 回専門部会 ・「体験型高齢者交通安全教室」の実施状況の確認 ・幸区民祭ブース出展状況の確認 ・区民会議フォーラムの実施内容の検討	7 名
平成 27 年 11 月 20 日（金）	第 12 回専門部会 ・区民会議フォーラムの実施内容の検討 ・部会提言内容の検討	7 名
平成 27 年 12 月 21 日（月）	第 13 回専門部会 ・第 5 期幸区区民会議（第 5 回）における部会報告内容について ・区民会議フォーラムの実施内容の検討 ・部会提言内容の検討	6 名

ウ 調査の概要

(7) 自転車走行環境向上の取組状況の把握

区内における自転車走行環境向上のための取組状況を把握するため、幸区役所危機管理担当にヒアリングをしました。自転車専用走行空間の確保や、車道内の自転車レーンの確保、歩道上での自転車走行位置の視覚的誘導等の取組について把握しました。

a 自転車道（川崎駅周辺高架下）

- ・他の交通と物理的に分離された自転車専用の走行空間
- ・自転車は自転車道のみを、一方通行で走行可能



b 自転車レーン（①新川崎駅周辺、②塚越踏切周辺）

- ・車道内のうち、自転車が走行すべき部分を明確化
- ・自転車は車道の左側を一方通行で走行



c 自転車歩行者道における視覚的誘導（南加瀬交番周辺）

- ・歩道への着色、ピクトグラム等の表示により、自転車の通行位置を視覚的に誘導
- ・自転車は対面通行



(イ) 区内における交通安全施策の取組状況の把握

区内における交通安全施策の取組状況を把握するため、幸区役所危機管理担当にヒアリングをしました。さまざまな世代を対象とした交通安全教室やチラシ等による呼びかけ、一般市民を対象とした街頭キャンペーン等の取組が実施されていることがわかりました。

幸区における対象別交通安全施策の取組状況（平成 26 年度）

対象	取組内容
未就学児	【交通安全教室】（8 回） 「信号の色の意味」「横断歩道の渡り方」等について、劇や歌で伝える。
小学生	【交通安全歩行教室】（14 回） 紙製の教材を使い「信号の色・標識の意味」「横断歩道の渡り方」「飛び出し禁止」について確認するとともに、実際に信号に合わせ歩行をする。
	【交通安全自転車教室】（14 回） 「信号機のある交差点の曲がり方」「一時停止」「踏切の渡り方」等について確認するとともに、実際に自転車に乗って安全な走行を体験する。
	【新入学おめでとうキャンペーン】（1 回） 新入学生に、交通安全標語を入れた記念品及びリーフレットを配布
	【登校時誘導】（2 回） 春・秋の交通安全運動期間中に戸手小学校前で、登校時にチラシを配布
中学生	【交通安全教室】（5 回） 「基本的な交通ルール」「損害賠償責任」等について、DVD で学習するとともにパンフレットを配布する（日吉中では実技体験も実施）。
	【スクエアードストレート方式の交通安全教室】（1 回） スタントマンの実演を通して、自転車事故等の衝撃や怖さを伝える。
子ども保護者	【親子自転車交通安全教室】（1 回） 警察官による交通講話と「自転車実技」「交差点見通し実験」「大型車死角体験」「シートベルト衝撃体験」「自転車点検」等を行う。
	【シートベルト・チャイルドシート着用キャンペーン】（1 回） シートベルト等の着用効果等を記したチラシを配布
高齢者	【交通安全教室】（1 回） 警察官による交通講話と、エアロビックスに交通安全に関する体の動かし方を取り入れた「トラビック」を行う。
	【交通安全グレースボール大会】（2 回） ゲートボールに交通ルールを取り入れた競技を実施する。
不特定多数	【交通安全キャンペーン】（6 回） 通行中の歩行者にチラシと啓発品を配布
	【自転車マナーアップキャンペーン】（2 回） マナーアップの呼びかけと、歩行者へのチラシと啓発品を配布
	【自転車街頭点検】（3 回） 街頭で自転車の無料点検を実施する。
	【飲酒運転追放街頭キャンペーン】（1 回） かしまだ駅前通商店街の飲食店で、飲酒運転根絶の呼びかけと、チラシと啓発品を配布

(ウ) 他都市における高齢者を対象とした自転車ルール周知手法

高齢者を対象とした自転車ルール周知手法について、他都市における事例調査をしました。実技を多く取り入れた出張型の自転車安全教室や、シミュレーション機器を活用した自転車交通安全教室、自転車運動大会等の取組が実施されていることがわかりました。

【事例 1：出張型自転車安全教室】

- ・一般社団法人東京都交通安全協会が高齢者の居住が多い高島平地区で自転車実技教室を実施。
- ・安全で正しい乗り方とともに、クイズ形式で「自転車安全利用五則」を学ぶなど、実技教室を通じて交通ルールの周知を行っている。



(出典：一般財団法人東京都交通安全協会 HP)

【事例 2：特典つき自転車交通安全教室（チリリンスクール）】

- ・神奈川県警では、自由参加型の自転車交通安全講習を開催している。受講によりもらえる特典付き受講済証「チリリン・カード」（チリカ）では、自転車安全整備士による点検が無料になる。
- ・高齢者向けにも、講座やシミュレーション等による教室を実施している。

【事例 3：交通安全高齢者自転車神奈川県大会】

- ・交通ルールの定着化を図り、交通事故の抑止するため、65 歳以上の高齢者の自転車の運転技術や安全意識の高さを競い合うというイベント。
- ・地区毎のチーム対抗競技で、平成 24 年から開催されている。



(出典：神奈川県警 HP)

【事例 4：自動車学校と連携した自転車交通安全教室】

- ・上尾市ファインモータースクールでは、上尾市の協働のまちづくり推進モデル事業～自転車のまち上尾～の取り組みと連携し、中高年のための自転車の乗り方・楽しみ方講座を行っている。

(イ) 自転車事故発生箇所の把握

幸警察署より、過去の区内の自転車事故発生箇所のデータを入手し、事故の多発地点を把握するとともに、ヒアリングを行いました。

得られた情報を基に、次ページのとおり「幸区内自転車事故発生箇所等分布図」を作成し、区内道路の危険箇所調査の対象エリアを絞り込みました。



幸警察署へのヒアリング

幸区内自転車事故発生箇所等分布



(オ) 区内道路の危険箇所調査の実施

過去の自転車事故発生状況をもとに、区内の危険箇所の現地調査を実施しました。調査は3回に分けて行い、道路状況、交通標識の設置状況等をふまえて事故の要因についての検討を行いました。

a 実施概要

回数	実施日時	対象地区	出席委員
第1回	平成27年4月20日(月)13時半～17時	南河原地区	5名
第2回	平成27年5月25日(月)13時半～16時半	御幸地区	5名
第3回	平成27年6月18日(木)13時半～17時	日吉地区	5名

b 調査により確認できたポイント

(a) 自転車走行環境の改善の必要性

- ①交差点部分における「十字マーク」等の表示
- ②大規模な交差点での自転車走行位置の表示
- ③「一時停止表示」等の視認性向上の工夫



(b) 自転車利用者の意識改善の必要性

- ①自転車が走りやすい道路などにおけるスピードの抑制
- ②「一時停止」などの交通ルールへの順守
- ③自転車の左側走行の徹底



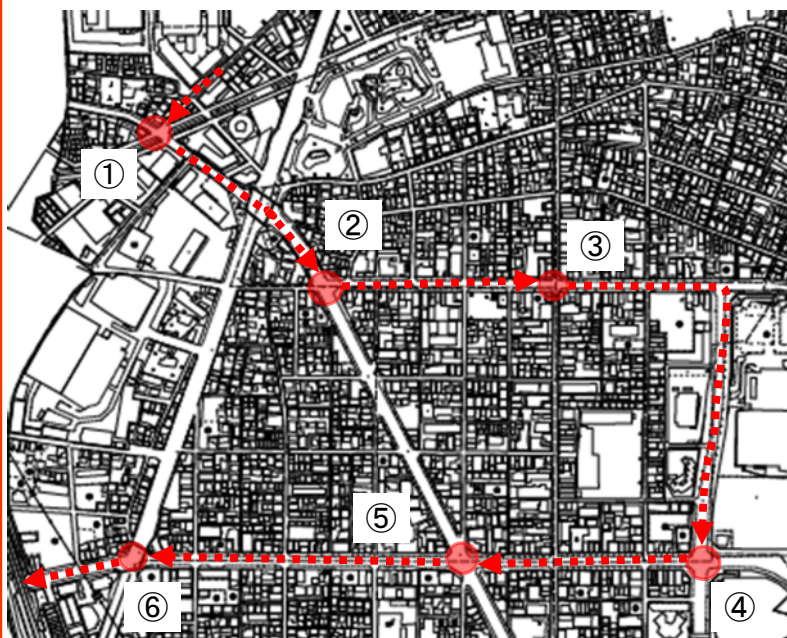
◎区内道路の危険箇所調査(南河原地区)のまとめ ※調査後の「ふりかえり」の時間における委員発言を中心に作成

日 時:平成27年4月21日(火)13時半~17時

当日行程:①さいわい緑道→②南河原交差点→③南幸町交差点→④シンフォニーホール前交差点→⑤南幸町2丁目交差点→⑥尻手交差点

自転車ユーザーの意識改善の必要性

- ・走行環境の整備だけでなく、交通ルール順守の呼びかけが必要。
- ・「一時停止」表示があっても、前方の道路の様子がわかる所まで進んでしまう自動車が多い。
- ・歩行者感覚で自転車を利用している人がいるのではないか。
- ・自転車利用者に、「加害者になる意識」がない。生活道路は特に注意が低い。
- ・「危なくないだろう」という見込み運転が多いのが事故の要因ではないか。
- ・裁判での自転車事故の判例の周知が必要。
- ・横断歩道がなく自転車が走行しにくい交差点は、逆走が多いようである。
- ・幅が広い道路は、スピードを出し過ぎる傾向がある。



交差点の見通しの悪さへの対応

- ・交差点に、「対自動車」だけでなく、「対自転車」のためのミラーがあるとよいのでは。
- ・ミラーを付けることで幅員が狭まるのは本末転倒なので、配慮が欲しい。
- ・交差点の見通しの悪さに起因すると思われる例がいくつかあった。
- ・交差点部分の「十字マーク」の表示とといったものを徹底する必要があるのでは。



交通ルール順守を呼びかける表示の更なる徹底

- ・自転車走行帯の色分けを進めてほしい。
- ・歩道の車道側を走るよう、歩道上にシールを貼るとよいのではないか。
- ・「徐行」のシールを貼ってはどうか。
- ・「自転車一時停止」のシールを、路面に貼ってはどうか。
- ・大規模な交差点では、自転車の走行位置を表示する必要があるのではないか。



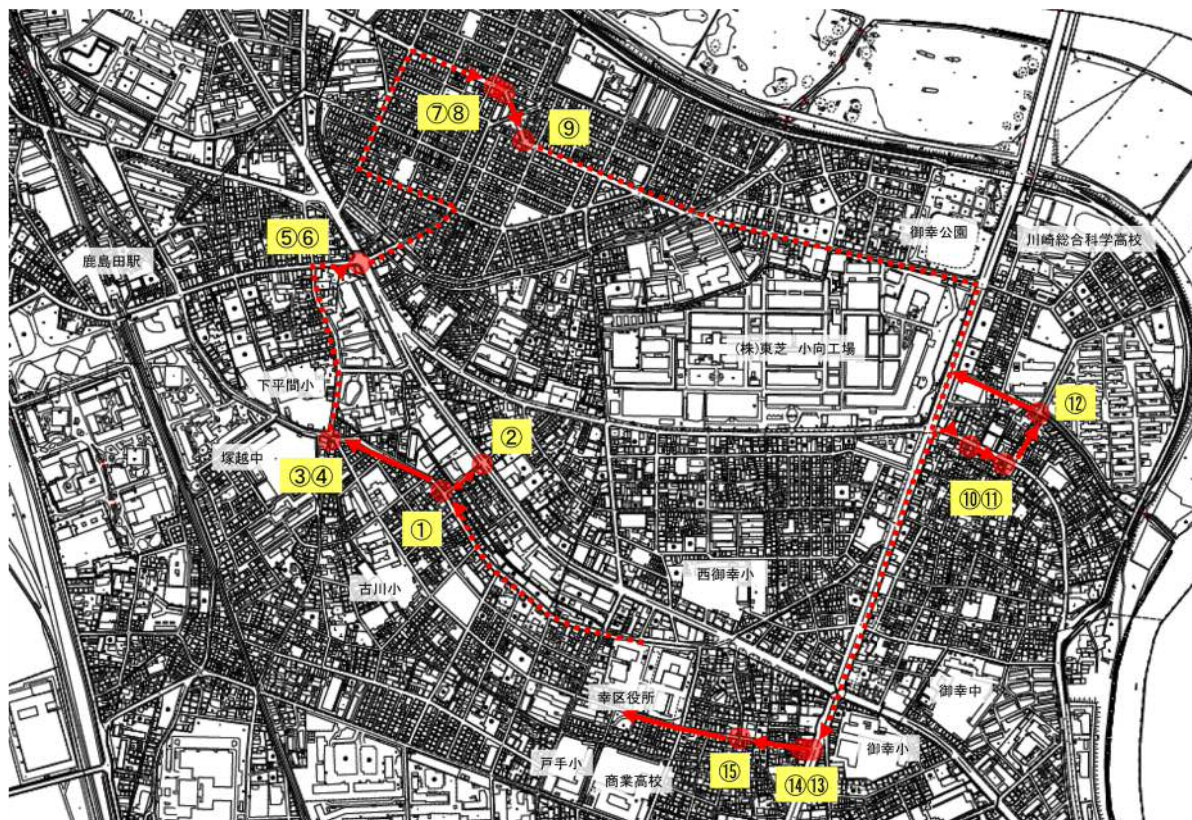
出典:宇都宮国道事務所報道発表資料



◎区内道路の危険箇所調査(御幸地区)のまとめ

日時:平成27年5月25日(月)13時半~16時半

当日行程:①②南下平間交差点→③④下平間小交差点→⑤⑥下平間交差点→⑦⑧⑨古市場交差点→⑩⑪⑫小向町付近→⑬⑭⑮紺屋町付近



自転車利用者の意識改善の必要性

- ・事故現場を見ると、「一時停止を守らない」「信号無視」等の不注意によるものが多いのではないかと感じる。
- ・「自転車は軽車両」という意識が必要である。
- ・交通量の少ない道路では、スピードを出し過ぎる利用者が多いように感じる。

自転車走行環境の改善の必要性

- ・電柱が多く立地していることで、見通しや走行環境を阻害している例が見られる。
- ・見通しの悪い路地・交差点がいくつか見られた。



交通標識・標示の徹底

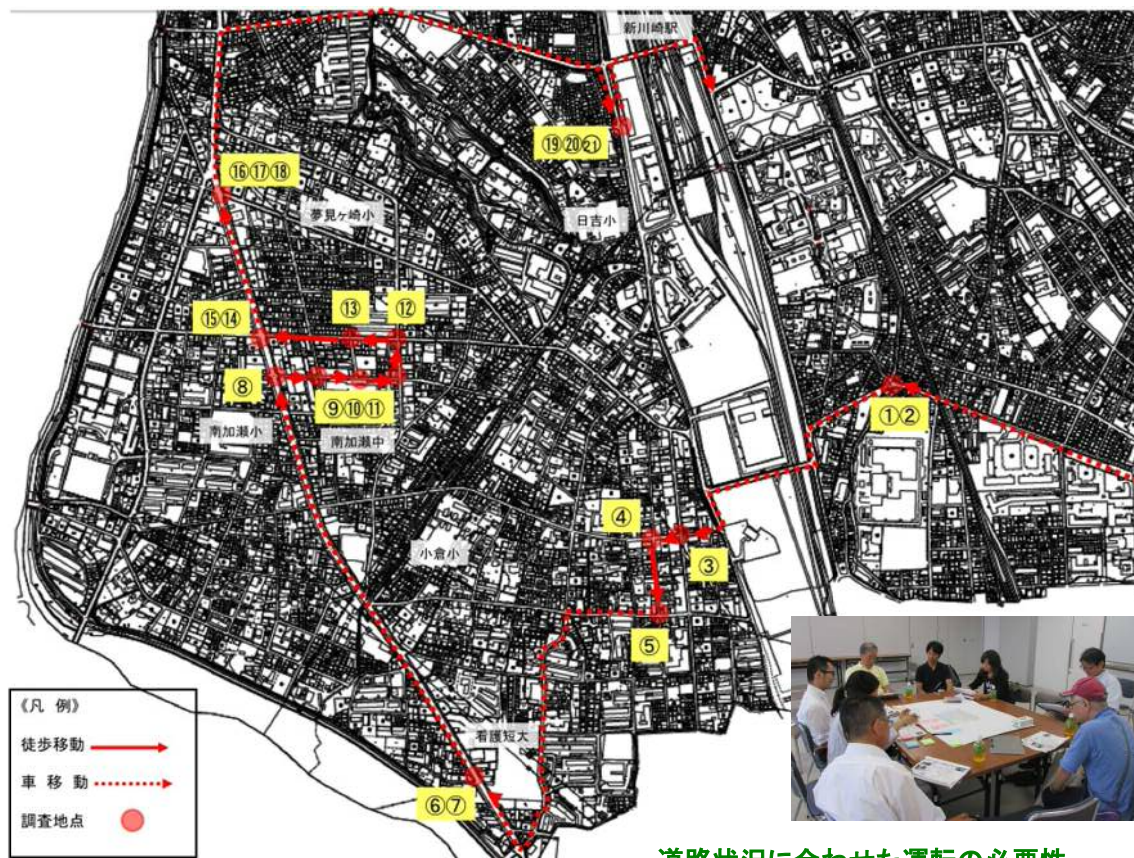
- ・自転車の一時停止標示や、路面表示があるとよい。路面表示は、交差点手前から3つ程設けるなど、注意を促す方法を工夫してはどうか。
- ・自転車向けのミラーがあるとよいのではないかな。
- ・五叉路など、複雑な形態の交差点は、信号の表示などが分かりにくい。
- ・自動車の交通量の多い横断歩道では、カウントダウン式の信号機を設置することで、無理な横断が減るのではないかな。
- ・歩行者・自転車共通の信号と、そうでないものがある、わかりづらい。
- ・生活道路の交差点等、信号のないところは、どちらが優先走行になるのかが分かりにくい。
- ・一方通行道路の、自転車の逆走が多い。
- ・歩道橋のある交差点でも、自転車の横断帯等があってもよいのではないかな。



◎区内道路の危険箇所調査(日吉地区)のまとめ

日 時:平成27年6月18日(木)13時半~17時

当日行程:①②東小倉三叉路→③④⑤小倉神社付近→⑥⑦小倉西住宅交差点→⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮南加瀬交差点→⑯⑰⑱越路交差点→⑲⑳㉑シンカモール付近



自転車利用者の意識改善の必要性

- ・自転車のマナー向上(無理な横断や逆走防止等)が必要と感じた。
- ・自転車レーンがあるところでは、スピードを出し過ぎて事故を起こしているのではないかな。
- ・押しボタン式の信号では、交通の流れを遮らないよう、遠慮して押さずに横断するケースもあるのではないかな。

道路状況に合わせた運転の必要性

- ・坂道が近くにある交差点は、スピードが出やすいためか事故が多いように感じた。
- ・カーブや鋭角の交差点では、見通しが悪いので侵入時に注意を要する。



さらなる道路環境整備の実施

- ・細い路地と交差する交差点では、路面に十字マークなどがあるとよいと思う。
- ・ミラーの角度、設置場所等の工夫が必要と思われる箇所があった。
- ・尻手黒川道路では、横断歩道がかなり少なく感じた。交通量の関係もあると思うが、もう少し増やせないものか。
- ・歩道と自転車横断帯の色分けがぼやけてしまっているところがあった。
- ・注意喚起のため、標識を増やすことが考えられるが、標識だらけになってしまう心配もある。
- ・尻手黒川道路を見ると、自転車歩行者道で歩行者と共存するよりも、車道に自転車専用レーンを設けた方が事故が少ないのではないかなと思う。



(カ) 体験型高齢者交通安全教室の実施

高齢者の交通事故の一因として、交通ルールの不徹底とともに、加齢による注意力・判断力の低下が考えられることから、町内会・自治会、老人クラブなどとの連携により、「自転車運転シミュレーター」等のシミュレーション機器を活用した交通安全教室を実施しました。

a 実施概要

回数	実施日時	場所	参加者	出席委員
第1回	平成27年9月16日(水) 10時～12時	日吉合同庁舎 2階第3会議室	日吉地区老人クラブ会員 約20名	5名
第2回	平成27年10月21日(水) 10時～12時	河原町体育館	河原町地区老人クラブ会員 約40名	4名



幸警察署からの交通安全講話



視野診断計体験



クイックアーム体験(反射神経等測定)



自転車シミュレーター

b 本格実施に向けた改善点

- ・シミュレーション機器の操作が難しいと感じる人がいたので、説明に時間をかける必要がある。
- ・参加者が大人数の場合は、自転車運転シミュレーターの体験に時間がかかるため、2台用意をするか、他のシミュレーション機器を追加することが望ましい。

(※) 幸区民祭における自転車交通安全ブースの出展

子どもから高齢者まで、あらゆる世代に自転車の交通安全について知ってもらうため、幸区民祭において、自転車の交通安全について呼びかけるブースを出展しました。

a 実施概要

実施日時	場所	実施内容	出席委員
平成 27 年 10 月 17 日(土) 10 時～16 時	幸区役所	・クイックアーム体験 ・自転車交通安全チラシ、区民会議パンフレット等の配布	5名



クイックアーム体験(反射神経等測定)



バルーンアートを活用した集客

2 地域力で暮らしやすいまち部会

(1) 調査審議の方針

ア 審議テーマの選定

「地域力で暮らしやすいまち部会」では、委員の意見を次の6つの項目に整理とともに、5つの選定基準(協働性・実現性・必要性・緊急性・公平性)を踏まえ、審議テーマを選定しました。

審議テーマ分野	委員提案要旨	
1 高齢者・障害者の暮らしやすい街の実現	(1)地域包括ケアシステムの構築に向けた地域力の強化 (2)高齢者、障害者、子どもを地域で見守る体制づくり (3)障害者の外出支援等のボランティア活動の推進	
2 地域コミュニティ活動の活性化	(1)人材育成、地域コミュニティの連携強化 (2)地域活動での世代間格差の解消 (3)退職世代の地域活動への参加促進	
3 地域におけるエコ活動の推進	(1)ゴミの分別・減量・リサイクル (2)身近な取組による「地球環境・身近な環境」の保全	
4 青少年の健全育成等	(1)子どもたちが相談できる地域環境づくり (2)大人も含め、豊かな心をはぐくむボランティア活動や講演等の実施	
5 地域の魅力発信	(1)地域の観光、商業資源や、産業の情報発信と活用促進	
6 交通アクセスの向上	(1)区内移動のバスルート確保	



《審議テーマ》

- ・ 誰もが暮らしやすいまちの実現
- ・ 地域コミュニティの活性化

【委員の主な意見】

- ・ 候補の中で一番優先度の高いテーマに取り組むべき
- ・ 子ども、大人に関わらず、地域に関わる身近な問題を対象とするべき
- ・ 第4期区民会議提言の見守り活動の推進には、町内会の力が必要
- ・ 見守り、支えあいの体制作りには町内会を中心とした地域力の向上が必要

イ 部会の体制

(7) 部会の名称の決定

2つの審議テーマを踏まえ、「地域力で暮らしやすいまち部会」としました。

地域力で暮らしやすいまち部会

(1) 正副部会長の選出

部会長・副部会長は、委員の互選により次の委員になりました。



部会長:成川 慎一 委員



副部会長:松井 節子 委員

(2) 検討内容

ア 取組の方向性

2つの審議テーマに関する幸区等の取組状況と、第1～4期の区民会議の審議内容をもとに、部会の取組の方向性を検討しました。

《取組の方向性1》

- ・ 町内会や民生委員など地域が連携し、高齢者、障害者、子どもを支えるための仕組みづくり

【委員の主な意見】

- ・ 子ども、大人に関わらず、地域に関わる身近な問題を対象とするべき
- ・ 第4期区民会議提言の見守り活動の推進には、町内会の力が必要
- ・ 見守り、支えあいの体制作りには町内会を中心とした地域力の向上が必要

《取組の方向性2》

- ・ 加入のメリットが実感できる魅力ある町内会づくり

【委員の主な意見】

- ・ 町内会加入促進のためには、加入すると得をするとおぼせる魅力づくりが必要
- ・ 町内会の加入はあくまでも自主的なもので強制できない
- ・ 世代を絞って加入促進をすることが効果的

イ 調査審議経過

第1、2回の部会では、区内の見守りに関する取組状況の把握などを行い、審議テーマの選定及び審議テーマに係る取組の方向性を検討・共有しました。

第3～9回の部会では、取組の方向性に基づき、幸区等における取組状況を調査するとともに、高齢者、障害者、子どもに関する現状課題や地域コミュニティの活性化に資する取組状況を詳細に把握するために、ヒアリング調査を実施しました。また、第6回の部会からは、高齢者・障害者の暮らしやすいまちの実現に資する取組である「幸区ご近所支え愛モデル事業」の取組状況について確認をしました。それらの調査結果を踏まえ、課題解決に向けた取組を検討しました。

第10回以降は、調査審議の内容を踏まえ、提言案のとりまとめを行いました。

開催日	会議名及び主な議題	出席 委員数
平成26年9月30日(火)	第1回専門部会 ・ 正副部会長の選出 ・ 専門部会名の決定 ・ 審議テーマの選定	10名
平成26年10月28日(火)	第2回専門部会 ・ 審議テーマに係る今後の取組の方向性の検討 ・ 第5期幸区区民会議(第2回)における報告内容について ・ 専門部会名の決定	11名
平成26年12月16日(火)	第3回専門部会 ・ 今後の取組の方向性の整理 ・ 現状課題の把握	10名
平成27年1月27日(火)	第4回専門部会 ・ 他区・他都市における取組状況について ・ 地域における取組状況の調査について	9名
平成27年1月30日(金)	夢見ヶ崎地域包括支援センターヒアリング	4名
平成27年2月10日(火)	かしまだ地域包括支援センターヒアリング	2名
平成27年2月20日(金)	第5回専門部会 ・ ヒアリング調査等の報告 ・ 第5期幸区区民会議(第3回)における報告内容について	8名
平成27年2月24日(火)	障害者相談支援センターヒアリング	4名
平成27年3月5日(木)	鋼管通2丁目町内会(川崎区)ヒアリング	3名
平成27年3月10日(火)	地域子育て支援センターふるいちばヒアリング	3名
平成27年4月20日(月)	第6回専門部会 ・ ヒアリング調査等の報告 ・ 町内会・自治会で実施する取組の方向性の確認	10名

開催日	会議名及び主な議題	出席 委員数
平成 27 年 4 月 28 日（火）	戸手中部町内会老人クラブ「戸手中部九十九会」ヒアリング	3 名
平成 27 年 6 月 9 日（火）	第 7 回専門部会 ・ ヒアリング調査等の報告 ・ 幸区役所で新たに実施する事業（幸区ご近所支え愛モデル事業）について ・ 町内会・自治会で実施する取組の方向性の確認	8 名
平成 27 年 6 月 19 日（金）	くぬぎ台団地自治会（横浜市保土ヶ谷区）ヒアリング	3 名
平成 27 年 6 月 29 日（月）	第 8 回専門部会 ・ ヒアリング調査等の報告 ・ 今後の取組の方向性の確認	10 名
平成 27 年 7 月 24 日（金）	第 9 回専門部会 ・ 「幸区ご近所支え愛モデル事業」の取組状況について ・ 第 5 期幸区区民会議（第 4 回）における部会報告内容について	7 名
平成 27 年 9 月 24 日（木）	第 10 回専門部会 ・ 課題解決に向けた取組の確認 ・ 誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて ・ 地域コミュニティの活性化に向けて	8 名
平成 27 年 10 月 29 日（木）	第 11 回専門部会 ・ 提言の取りまとめに向けて ・ 幸区ご近所支え愛モデル事業の取組状況の確認 ・ 地域コミュニティの活性化に資する情報発信について ・ 区民会議フォーラムの実施内容の検討	5 名
平成 27 年 11 月 30 日（月）	第 12 回専門部会 ・ 幸区ご近所支え愛モデル事業の取組状況の確認 ・ 地域コミュニティの活性化に資する取組事例の情報発信について ・ 部会提言内容の検討 ・ 区民会議フォーラムの実施内容の検討	9 名
平成 27 年 12 月 18 日（月）	第 13 回専門部会 ・ 幸区ご近所支え愛モデル事業の取組状況の確認 ・ 提言策定に向けた内容の検討 ・ 第 5 期幸区区民会議（第 5 回）における部会報告内容について ・ 区民会議フォーラムの実施内容の検討	6 名

ウ 調査の概要

(ア) 川崎市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の把握

地域包括ケアシステムとは、「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制」のことを言います。

本部会の審議テーマと関連性が高い地域包括ケアシステムの構築に向けた川崎市の取組について、幸区役所高齢・障害課から説明を受け、調査審議の参考としました。



地域包括ケアシステムの5つの要素

(イ) 幸区ご近所支え愛モデル事業の把握

本部会の審議テーマと関連性が高い「幸区ご近所支え愛モデル事業」の取組状況を把握し、調査審議の参考としました。

項目	内容
事業概要	幸区民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指し、地域住民とともに本事業を推進することにより、幸区における地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
取組内容	地域包括ケアシステムの構築に向け、住民同士の支え合いや仲間づくり等、地域コミュニティの強化を図り、自助・互助の醸成を進めていく。
モデル地区部会の取組状況	○「幸区ご近所支え愛モデル事業」の支援を必要とする対象者の把握 ○対象者の課題解決に向けた計画の作成 ○計画に基づく支援の実施



幸区ご近所支え愛モデル事業のイメージ

(ウ) ヒアリング調査の実施

a ヒアリング対象

高齢者、障害者、子どもを支援している関係機関、特徴的な取組を実施している町内会・自治会に対してヒアリング調査を行いました。

対象機関	ヒアリング対象	実施日	場所	出席委員
地域包括支援センター	夢見ヶ崎地域包括支援センター	平成 27 年 1 月 30 日(金)	夢見ヶ崎地域包括支援センター	4 名
	かしまだ地域包括支援センター	平成 27 年 2 月 10 日(火)	幸区役所プレハブ会議室	2 名
障害者相談支援センター	さいわい基幹相談支援センター 地域相談支援センターラルゴ 地域相談支援センターリボン 地域相談支援センターあんさんぶる	平成 27 年 2 月 24 日(火)	幸区役所プレハブ会議室	4 名
地域子育て支援センター	地域子育て支援センターふるいちば	平成 27 年 3 月 10 日(火)	地域子育て支援センターふるいちば	3 名
町内会・自治会	鋼管通2丁目町内会(川崎区)	平成 27 年 3 月 5 日(木)	鋼管通2丁目町内会館	3 名
	戸手中部町内会(九十九会) (幸区)(老人クラブ)	平成 27 年 4 月 28 日(火)	幸区役所プレハブ会議室	3 名
	くぬぎ台団地自治会(横浜市保土ケ谷区)	平成 27 年 6 月 19 日(金)	くぬぎ台団地自治会集会所	3 名

b ヒアリング結果

(a) 夢見ヶ崎地域包括支援センター

実施日	平成 27 年 1 月 30 日(金)
場所	夢見ヶ崎地域包括支援センター
ヒアリングの主な内容	○地域での現状課題について ○活性化・見守りに関する取組について ○地域に期待する役割について ○地域での団体間の連携の可能性について
ヒアリングから得られた知見	○個人によるゆるやかな見守りは重要 ○「なにかあったときに誰かが気付いてあげられる環境」には、「些細な変化に気付く人がいること」が大切 ○近所に住む方など地域の方が頼りになる。 ○町内会・自治会など既存団体での組織化した見守り体制を構築することが必要 ○組織化した取組の中で、高齢者に限らず、障害者や子どもを支える仕組みを構築し、地域に広げていくことができれば理想的

	○見守り活動を行う上で、認知症への理解や対応が求められる。 ○「地域包括ケア会議」は、地域の関係団体等が連携していくツールとして活用できる。 ○高齢者が高齢者を支える時代を迎えるにあたり、自分自身の健康について関心を高め、介護予防や認知症予防を実践していくことが重要
当日の様子	 

(b) かしまだ地域包括支援センター

実施日	平成 27 年2月 10 日(火)
場所	幸区役所プレハブ会議室
ヒアリングの主な内容	○地域での現状課題について ○活性化・見守りに関する取組について ○地域に期待する役割について ○地域での団体間の連携の可能性について
ヒアリングから得られた知見	○個人によるゆるやかな見守りは重要。 ○地域で効果的な見守りを行うには、民生委員と町内会・自治会、地域包括支援センターが一体となって取り組むことが重要 ○より多くの高齢者に介護予防や認知症予防などに関心を持ってもらうことが大切であり、そのための取組として、地域包括支援センターの持つ専門職などのネットワークが活用できる。 ○ボランティアの育成や既存のボランティアとの連携も重要 ○地域包括ケアシステム構築の重要性を我が事として理解してもらうことが重要 ○広く周知するためには町内会・自治会の協力を得ることが効果的
当日の様子	 

(c) 障害者相談支援センター

実施日	平成 27 年2月 24 日(火)
場所	幸区役所プレハブ会議室
ヒアリングの主な内容	○地域での現状課題について ○活性化・見守りに関する取組について ○地域に期待する役割について ○地域での団体間の連携の可能性について
ヒアリングから得られた知見	○障害は特別ではないということを、地域の人たちに理解してほしい。 ○町内会・自治会とのつながりが強くなれば、相互の連絡体制により、心配な人の行動が把握できる。 ○防災訓練などのイベントに障害者が参加することで、お互いのことを考えるきっかけになるのではないか。
当日の様子	 

(d) 地域子育て支援センターふるいちば

実施日	平成 27 年3月 10 日(火)
場所	地域子育て支援センターふるいちば
ヒアリングの主な内容	○見守りにつながる取組や課題について ○地域に期待する役割について
ヒアリングから得られた知見	○保護者同士が出会い、交流や情報交換をする場であるとともに、地域のボランティアとの触れ合いの場にもなっている。 ○地域のボランティアと子どもの関係は、施設の外でも挨拶するなど、ゆるやかな見守りにつながっている。 ○一人で子育てを抱え込んでいる保護者を誘い、安心して子育てできる環境づくりをしていくためには、地域の方の力が重要
当日の様子	 

(e) 鋼管通2丁目町内会（川崎区）

実施日	平成27年3月5日(木)
場所	鋼管通2丁目町内会館
ヒアリングの主な内容	○町内会で行っている活性化・見守りに関する取組 ○地域での団体間の連携
主な取組内容	<見守り活動を始めた経緯> ○地区内で孤独死が発生したが、民生委員だけでは見切れない状態 →町内会全体で見守り活動を実施する体制が求められていると認識 <主な見守り活動> ○協力員(登録制)による活動…高齢者・障害者世帯への暮らしの支援・お手伝い ○見守り訪問、相互見守り活動…月2回の定期的見守り訪問と、地域を少人数でグループ化した互いを見守る体制づくり ○ふれあい会食会…一人暮らし高齢者、日中に一人になる高齢者が対象
ヒアリングから得られた知見	○見守り活動を行うことで、互いの顔が見え、地域の関係が強くなるとともに、その他の活動への参加や協力につながるなど、町内会の活性化につながっている。 ○町内会に加入していない世帯も含めて、見守り活動についての広報や町内会だよりを配布し、活動を周知している。 ○加入を強制するのではなく、まずは活動を知ってもらうという視点で取り組むことが重要と考えている。 ○地域包括支援センターや行政等と連携をすることで、町内会だけでは把握できない部分も含め、地域全体の見守りにつなげている。 ○町内会長のリーダーシップもあるが、周囲を巻き込み、活動自体を楽しんで行うことにより、負担と感じないようにしている。
当日の様子	 

(f) 戸手中部町内会老人クラブ「戸手中部九十九会」(幸区)

実施日	平成 27 年4月 28 日(火)
場所	幸区役所プレハブ会議室
ヒアリングの主な内容	○九十九会で行っている活性化・見守りに関する取組 ○地域での団体間の連携
主な取組内容	○老人クラブ連合会全体の取組である「友愛活動」の実施…寝たきりや一人で歩けない高齢者を対象にした見守り活動で、2か月に1回程度、対象者の自宅を訪問 ○府中街道(毎月第1日曜日)、戸手小学校・川崎商業高校付近の緑道(第2・第4日曜日)における清掃活動の実施…散歩感覚で楽しみながら実施、交流の場にもなっている。 ○戸手小学校の1年生に「昔の遊び」、3年生に社会科の「昔の暮らし」で七輪の火おこし体験等を指導(年に1回)
ヒアリングから得られた知見	○友愛活動を通しての見守りは、見守られる側にとっても、おしゃべりの場になっている。5人の班長が毎月、会員を訪問する際に、月間の行事予定を配布することで、自然な形の見守りとなっているほか、地域活動の情報も入手できるため、地域活動が広がる場にもなっている。 ○奉仕活動の一環として、公園や緑道の清掃活動を実施しているが、清掃活動に参加することでメンバー間の交流も深まる。また、楽しみながら行うことで、無理なく活動が継続している。 ○小学校での「昔遊び・昔の暮らし」の指導を通じて、小学生と接点を持つことができ、その結果、日常的な挨拶運動へとつながっている。 ○九十九会の代表者が地域包括支援センターの会議に定期的に参加し、情報交換を行うとともに、友愛活動の対象者などへは、地域包括支援センターの情報が提供されており、公的な相談窓口の存在がメンバー間で共有されている。
当日の様子	 

(g) くぬぎ台団地自治会（横浜市保土ヶ谷区）

実施日	平成 27 年6月 19 日(金)
場所	くぬぎ台団地自治会集会所
ヒアリングの目的	○自治会で行っている活性化・見守りに関する取組 ○地域での団体間の連携
主な取組内容	○「災害・事故れんらくカード」の作成と活用…70 歳以上の高齢者を対象に住所、氏名、血液型、通院先などの情報を記入する「れんらくカード」を作成。毎年2月に対象者に対して「防災訪問」を実施し、「れんらくカード」の情報更新、または新規作成を行っている。 ○高齢者サロンの運営…70 歳以上の単身者を対象に3ヶ月に1度、自治会の集会所を活用し実施 ○防災協定…近隣のスーパー、薬局、電気店と災害時に商品を提供してもらう防災協定を締結 ○共同購入…畳、ふすまなどの取替にあたって共同購入（自治会が募集、居住者が申し込む方式）を実施することで、より安価で商品を購入でき、自治会加入のメリットにもなっている。
ヒアリングから得られた知見	○対象者を 100%網羅している「れんらくカード」やその作成のために毎年実施する「防災訪問」、高齢者の交流を生み出す「高齢者サロン」が、70 歳以上の高齢者にとって安全・安心につながっている。 ○「共同購入」や「防災協定」など、住民のニーズに合わせた取組を積極的に行っている。 ○民生委員とは、日頃から情報交換するなど、密な連携をとっている。 ○自治会加入のメリットは、目に見えるものだけではない。当たり前のように暮らしている環境こそが、自治会活動の成果でもある。長いスパンで助けたり助けられたりするような関係が大切だと考えている。
当日の様子	 

(イ) 幸区役所で実施した「町内会・自治会活性化講座」への参加

ヒアリングを行った町内会・自治会の他に、特徴的な取組を実施している大山自治会（東京都立川市）については、幸区役所で実施した「町内会・自治会活性化講座」（全4回）を受講することにより、取組状況を把握しました。



地域を豊かにするために ～町内会・自治会活性化講座～

町内会・自治会は、豊かな地域づくりのために重要な役割を担っています。
「孤独死ゼロ」の自治会として、全国の注目を集める立川市大山団地の自治会会長の
佐藤氏ほか、講師の方をお招きして町内会・自治会を活性化させるための講座を開催します。
町内会・自治会の活動をはじめ地域活動に参加している皆様、
また、新しい思いで地域デビューを考えている皆様の御参加をお待ちしております。
(敬称略)

第1回 2月3日(火) 内容 町内会・自治会入門 ～自分を活かす活動の極意 講師 元宮前区長 大下 勝巳	第2回 2月10日(火) 内容 先進事例に学ぶ ～命を守る立川市の自治会 講師 東京都立川市大山自治会 会長 佐藤 良子
第3回 2月17日(火) 内容 磨けば輝く町内会・自治会の底力 講師 専修大学経済学部講師 犬塚 裕雅	第4回 2月24日(火) 別紙 内容 大都市における 町内会・自治会と地域リーダー 講師 首都大学東京教授 和田 清美

※講師・プログラムは変更となることがあります。

日時 平成27年2月3日～24日の毎週火曜日
19時～20時30分(全4回) ※1回だけの受講も可能です。

場所 川崎市幸市民館

定員 40名(先着順) ※幸区内在住の方優先

受講料 無料

申込み 電話・メール・窓口に直接(名前・住所・電話番号)

募集 平成27年1月15日(木)受付開始

申込み・問い合わせ先
幸区役所まちづくり推進部地域振興課
電話：044-556-6609 FAX：044-555-3130
メール：63tisin@city.kawasaki.jp
主催 川崎市幸区役所



(オ) 地域コミュニティの活性化に資する取組事例の収集

地域コミュニティの活性化には、町内会・自治会の取組を一層推進することが効果的であることから、部会で調査、ヒアリングを行い収集した取組事例を活性化の視点ごとに整理しました。

活性化の視点	取組事例	
	活動テーマ	内容
① 高齢者の暮らしやすさ	高齢者の見守り	○友愛活動を通しての見守り(原則老人クラブ会員が見守り対象)【戸手中部町内会老人会「九十九会」(幸区)】 ○地域包括支援センターとの連携(会議への定期的参加)【戸手中部町内会老人会「九十九会」(幸区)】 ○幸区ご近所支え愛モデル事業【柳町自治会・河原町団地13・14・15号棟自治会・東小倉町内会(幸区)】 ○見守り・助け合いネットワーク【鋼管通り2丁目町内会(川崎区)】 ○安否確認用マグネットを活用した見守り活動【光が丘第三アパート自治会(練馬区)】 ○孤独死ゼロ対策【大山自治会(立川市)】
	災害時対応の強化	○れんらくカードの作成・防災訪問(70歳以上が対象)【くぬぎ台団地自治会(横浜市)】
	日常生活支援	○高齢者の買物支援【若葉自治区会(北九州市)】 ○高齢者の身の回りの世話をを行う「おたすけたい」の運営【横川町住宅自治会(八王子市)】
	高齢者の交流の場づくり	○高齢者のサロンの運営【くぬぎ台団地自治会等(横浜市)】
	各種訓練の実施	○向こう三軒両隣の精神に根差した顔の見えるまちづくり【鷺沼町会(宮前区)】
② 子育てのしやすさ	住民による子育て支援	○大山ママさんサポートセンター(大山 MSC)【大山自治会(立川市)】
	子育て世代の交流の場づくり	○会館を有効活用し、民生委員児童委員と協力して運営する子育てサロン【本牧二丁目北部町内会(横浜市)】
③ 地域住民の交流促進	イベントや地域活動を通じた交流促進	○清掃活動や小学校との関係構築による交流【戸手中部町内会老人会「九十九会」(幸区)】 ○地元の伝統文化等を活用した地域活動【新丸子東2・3丁目親和会(中原区)】 ○住民が自ら作るイベントの実施【大山自治会(立川市)】
	地域住民の交流の場づくり	○コミュニティカフェなどの交流の場づくり【ボランティアグループすずの会(宮前区)等】
	新規マンションと地元の町内会・自治会との連携	○近隣町内会と大規模マンションとの連携【神明町町内会・オーベルグランディオ川崎自治会(幸区)】 ○マンションと戸建てが共に進めるまちづくり【井田協友会(中原区)】
④ 安全・安心の確保	防災・防犯力の強化	○防災・防犯活動(イベントや防災訓練)【大山自治会(立川市)】
	防災力の強化	○まちの実情を知り防災を考える取組【中野島町会(多摩区)】 ○地域に即した「実践防災テキスト」の作成【つつじが丘自治会(横浜市)】

		○いざというときのための繰越金等の確保 【大山自治会(立川市)、くぬぎ台団地自治会(横浜市)】
	防犯力の強化	○防犯ステーションの運営(ボランティア) 【瀬谷四丁目町内会(横浜市)】 ○「一街区さわやかパトロール隊」による活動 【洋光台北団地一街区自治会(横浜市)】 ○住民の異変を察知するヒント等をまとめた「おせっかいなまち・光が丘」の作成・配布 【光が丘地区連合協議会(練馬区)】
	町内会・自治会活動者の安心・安全の確保	○自治会活動傷害保険への加入【大山自治会(立川市)】
	地域住民の情報把握	○3本だての名簿作成(全住民の自治会名簿、高齢者の名簿、子どもの名簿)【大山自治会(立川市)】
⑤町内会・自治会への加入のメリットに直結する取組	—	○共同購入の仕組み【くぬぎ台団地自治会(横浜市)】
⑥町内会・自治会を身近に感じることができる取組	相談窓口の設置(スタッフの常駐)	○自治会会館等でのスタッフ常駐 【大山自治会(立川市)、くぬぎ台団地自治会(横浜市)、下和泉住宅自治会(横浜市)】
	気軽な相談ができる体制・場づくり	○「何でも相談会」の取組 【光が丘第三アパート自治会(練馬区)】 ○24時間体制の相談窓口【大山自治会(立川市)】
⑦町内会・自治会に加入・参加のしやすい環境づくり	地域の潜在的な人材の活用	○人材バンク(様々な技術を持っている住民のリスト化) 【大山自治会(立川市)】
	他団体との連携	○大学との連携【長沢まちづくり協議会(多摩区)】
	活動をしやすいするための工夫	○公募委員の委員会でもまちづくりの課題を解決 【下和泉住宅自治会(横浜市)】 ○活動に関われる程度によって入会できる仕組みの構築 【小山二丁目自治会(相模原市)】
	役員の活動支援	○役員活動費の支払い【桜上水一丁目町会(世田谷区)】
	加入しやすくするための工夫	○町内会入会届のFAXやメールでの対応 【東山田三丁目町内会(横浜市)】
	情報発信や周知の工夫	○転入者や子育て世帯等のターゲットを絞った周知(個別訪問等)【上宿町会(八王子市)】 ○自治会独自のホームページの作成 【鴛鴦沼自治会(多摩区)】 ○内容充実の会報【本牧二丁目北部町内会(横浜市)】
	運営の効率化	○自治会運営の効率化【はるひ野町内会(麻生区)】

第4章 第5期幸区区民会議からの提言

1 自転車通行環境の改善（自転車事故ゼロ部会）

《提言1》

自転車交通事故の発生が懸念される交差点等について、路面表示やカーブミラーの設置等による、自転車通行環境の改善を提案します。

《趣旨》

- 環境意識や健康志向の高まりなどにより、自転車利用者が増加しており、幸区においても、朝夕の通勤・通学の時間などを中心に、多くの区民が自転車を利用しています。一方で、幸区は交通事故に占める自転車事故の割合が県下で3番目に高く、「自転車交通事故多発地域」に指定されています。
- 川崎市では、平成27年2月に「川崎市自転車通行環境整備実施計画」が策定されるなど、自転車の通行環境整備を通して、市民の安全・安心で快適な道路利用を効果的に実現するための取組を進めています。しかしながら、区民会議が実施した「区内道路の危険箇所調査」においても、見通しの悪さや注意喚起表示の不足など、通行環境整備の必要な箇所※が多くあることを確認しました。
- 自転車交通事故の発生の約7割を占めている交差点を中心に、自転車の走行位置を明示する青色の「矢羽根」表示や、注意喚起を促す交差点部の十字表示、交差点鉾の設置、路面へのシール貼付等を行うことで、自転車事故の減少につながるものと考えます。

※ 調査を基に抽出した例を52～57ページに掲載

トピックス

区民会議が実施した「区内道路の危険箇所調査」を踏まえ、平成27年度中に、幸区役所道路公園センターが既に3箇所整備を実施しました。

【整備前】



【整備後】



交差点部カラー舗装、十字マーク表示

《提言 2》

自転車の交通ルールについて、様々な広報媒体を活用した効果的な周知・啓発活動の一層の推進を提案します。

《趣旨》

- 幸区ではこれまで、地域団体や行政、警察等が連携し、世代ごとの交通安全教室の実施や交通安全キャンペーン等におけるチラシ等の配布、自転車街頭点検などが行われてきましたが、自転車交通事故件数は依然として高い水準にあり、より一層の交通ルールの周知・啓発の取組が求められていると考えます。
- 一方で、平成 27 年 6 月に改正道路交通法が施行され、自転車による危険な違法行為を定め、これらの行為に 2 回以上違反した者に対して安全講習の受講を義務付けるなど、自転車事故を減らすための法整備も行われています。
- こうした点を踏まえ、現時点で実施している取組に加え、若者から高齢者まで、多くの自転車利用者が集まる駅や公共駐輪場におけるポスターや横断幕の設置、JR 川崎駅に設置されている大型ビジョンへの掲示など、様々な広報媒体を活用した効果的かつ効率的な周知・啓発活動を行う必要があると考えます。
- 区民が自転車交通事故について、実際に我が身にも起こり得ることであると実感し、関心を持って視聴してもらえるように、地域団体等との協働により、区内の交差点や道路等を撮影場所とし、区民に強く訴えるよう工夫した「自転車交通安全 DVD」の製作などについても相応の効果が期待できるものと考えます。

《提言 3》

主に高齢者を対象とし、地域活動団体との連携による、自転車シミュレーター等の機器を活用した「体験型」の交通安全教室の実施を提案します。

《趣旨》

- 幸区における高齢化率が 21%を超えるなど、今後、高齢者の自転車交通事故件数が一層増加することが見込まれます。
- 一般的に高齢者は、加齢による注意力・判断力・体力の低下が見られることから、一人ひとりの状況に即した無理のない自転車の乗り方を知ってもらうことが大切です。
- そうしたことから、危険な交通状況や正しい乗り方を疑似体験できる自転車シミュレーター等の機器を活用した「体験型」の交通安全教室を実施することにより、無理な自転車の乗り方をする人が減り、高齢者の自転車事故の減少につながるものと考えます。
- 実施に当たっては、地域団体と連携することで、地域の実情に応じた、より効果的な内容とすることができるものと考えます。

2 誰もが暮らしやすいまちの実現（地域力で暮らしやすいまち部会）

《提言》

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、これからの地域包括ケアシステムの構築につながる、地域住民が主体となった取組を支援し、自助・互助の意識を醸成することを提案します。

《趣旨》

- 団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれており、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 川崎市では、2015（平成 27）年 3 月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、これからの地域包括ケアシステムの構築に向けた基本的な考え方を示しています。
- 幸区では、「幸区ご近所支え愛モデル事業」など、見守り体制の充実や介護予防・健康長寿に向けて、地域住民が主体となった取組が既にはじまっています。
- 町内会・自治会、民生委員児童委員、地域活動団体などは、地域において、交通安全、環境美化、福祉、世代間交流など、様々な分野で継続的な活動を行っています。こうした活動を通じた、顔の見える関係づくりは、これからの地域包括ケアシステムの構築につながる取組であると考えます。
- 地域住民一人ひとりが、地域包括ケアシステムを支える地域の一員としての自覚を持ち、行動することが重要です。そのためには、地域住民が主体となった取組を、地域包括支援センターなどと連携をしながら支援するとともに、このような取組を、様々な機会や媒体を活用し地域に広めていくことが、地域の理解を深め、自助・互助を醸成することにつながると考えます。

3 地域コミュニティの活性化（地域力で暮らしやすいまち部会）

《提言》

地域コミュニティの更なる活性化に向けて、町内会・自治会の効果的な取組事例を広く紹介するなど、地域への支援を一層推進することを提案します。

《趣旨》

- 町内会・自治会では、明るく住みやすい、安心できるまちづくりのため、住民同士の交流や防災・防犯など地域課題の解決に向けた活動が行われています。一方で、幸区の町内会・自治会の世帯加入率は横ばい傾向にあり、役員の高齢化や後継者不足など、地域活動の停滞が懸念されています。
- 町内会・自治会活動を活性化させるためには、町内会・自治会の魅力を更に高めるとともに、若い世代も町内会・自治会へ加入・参加し、幅広い世代で町内会・自治会を支えることが必要であると考えます。
- 区民会議で実施した、ヒアリング調査等で収集した市内及び他都市の町内会・自治会等の取組の中には、町内会・自治会活動の活性化につながると思われる取組があり、それらを活性化の視点ごとに整理しました。
- こうした点を踏まえ、町内会・自治会の活性化に有効だと思われる取組を、幸区の町内会・自治会の活動内容と併せて紹介するなど、広く周知することが効果的であると考えます。
- また、若い世代に、町内会・自治会の活動を知って、理解を深めてもらうため、現在、主に転入者へ配布している加入促進チラシを、母子健康手帳の配布時に併せて配布することや、こども関連のイベント等、若い世代が集まる場を活用し、普及啓発パネル等を展示すること、さらに、町内会・自治会の子ども会への加入を通じて、町内会・自治会の理解を深めることも、地域への支援を一層推進する上で効果的であると考えます。

第5章 第5期幸区区民会議フォーラムの実施概要

幸区区民会議での取組や提言内容等を報告し、地域の課題解決に向けて、より一層の区民の参加と協働を呼びかけるため、平成 28 年 2 月 20 日（土）に「第5期幸区区民会議フォーラム」を幸区役所1階で実施しました。また、今回は、幸区市民活動交流イベント「さいわいみんなの交流広場」と同時開催とし、提言発表の他、自転車運転シミュレーター等の機器体験ができるブースも出展しました。

来場者数：約 220 人

1 当日の様子

(1) 開会のあいさつ

西野委員長から、開会のあいさつと、区民会議の仕組みや審議の流れなどについての説明がありました。

(2) 各部会の活動報告

「自転車事故ゼロ部会」の取組については、阿部委員から、「地域力で暮らしやすいまち部会」の取組については、成川委員からそれぞれ報告を行いました。

(3) シミュレーション機器体験及び活動紹介パネル展示

会場内に「第5期幸区区民会議ブース」を設け、来場者に、平成 26 年 7 月からの区民会議の活動をパネルで紹介するとともに、自転車事故ゼロ部会の提言にある「シミュレーション機器」を、実際に体験してもらうなどしました。



イベントチラシ



ステージでの活動報告



自転車シミュレーション体験



活動紹介パネル

2 来場者シール投票・インタビューの実施

平成 28 年 7 月からの第 6 期区民会議のスタートを見据え、区民が考える、幸区の地域課題は何かを把握するため、来場者にシール投票を呼びかけるとともに、投票内容についてのインタビューを行いました。

(1) 実施方法

- ①委員が 2 人で 1 組を作り、カフェコーナー等にいる来場者に声をかける。
- ② 1 人がパネルを持ち、来場者にシールを貼ってもらう。
- ③もう 1 人は、来場者がシールを貼った事項についての考えなどを質問し、用紙にその内容を記入する。



幸区における「地域の課題・問題」と 思われるものはありますか？

※回答は3個まで

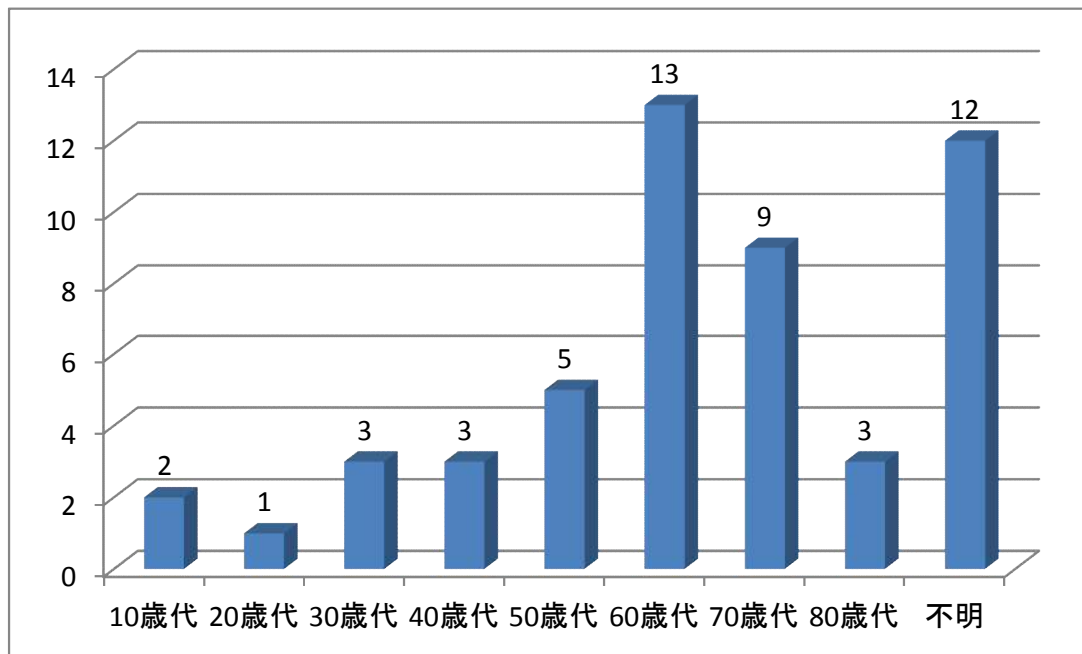
- | |
|---------------------------------|
| 1 災害に対する準備が不足している |
| 2 街頭犯罪や登下校時の安全対策に対して不安がある |
| 3 自転車利用者のマナーが悪い / 放置自転車が多い |
| 4 高齢者、障害者等を地域で支える仕組みが不十分である |
| 5 子どもや子育てを地域で支える仕組みが不十分である |
| 6 外国人市民が暮らしやすいような仕組みが不十分である |
| 7 安心して使える公園が少ない / 維持管理が行き届いていない |
| 8 街に木や草花など、緑が少ない |
| 9 多摩川、加瀬山などの地域資源が活用されていない |
| 10 市民が文化・芸術に親しめる機会が少ない |
| 11 近隣の住民同士の関係が薄れている |
| 12 ゴミの減量化やリサイクルの取組が不十分である |
| 13 地域活動やボランティア活動への支援が少ない |
| 14 商店街などにおける賑わいが不足している |
| 15 その他 |

(2) 実施結果

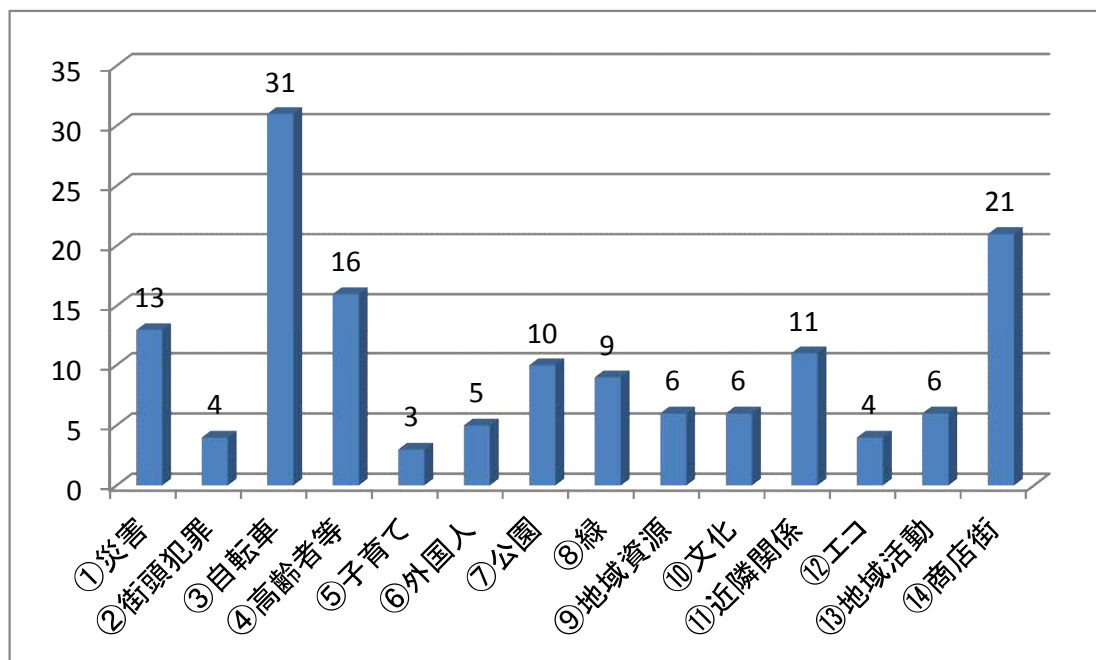
ア 回答者数

51 人

イ 回答者の世代分布



ウ 回答数の分布



エ 選択肢ごとの主なコメント

(7) 災害に対する準備が不足している

- ・安心して住める街にしたい。
- ・ハザードマップを見ても、実際に避難できるか不安
- ・災害対策が普及していない。
- ・訓練が不足している。
- ・町内会・自治会に入っていない人たちの状況がわからない。

(4) 街頭犯罪や登下校時の安全対策に対して不安がある

- ・不審者が逃げやすい道が多い。

(5) 自転車利用者のマナーが悪い / 放置自転車が多い

- ・買い物時の一時駐車が多い。
- ・幸区は坂が無いので自転車が多い。
- ・マナーの悪い利用者を見かける。
- ・自転車が歩道を走る際のマナーが悪い。
- ・路上駐輪が多い。

(6) 高齢者、障害者等を地域で支える仕組みが不十分である

- ・どこに相談すればよいのかわからない。
- ・バリアフリーを進めて欲しい。
- ・引きこもっている人に、どのようなことをしたらよいのかわからない。

(7) 子どもや子育てを地域で支える仕組みが不十分である

- ・「地域の寺子屋事業」はよいと思う。
- ・子どもが外で遊んでいるのを見かけない。
- ・子育て情報が得にくい。

(8) 外国人市民が暮らしやすいような仕組みが不十分である

- ・町内会・自治会に入らない人が多いので、コミュニケーションが取りづらい。
- ・地域で受け入れる準備が必要

(9) 安心して使える公園が少ない / 維持管理が行き届いていない

- ・ボール遊びができる公園が無い。
- ・大きな公園がない。
- ・花などが植えてあると、安心して遊べる。

(10) 街に木や草花など、緑が少ない

- ・草花を育てたい。

(ケ) 多摩川、加瀬山などの地域資源が活用されていない

- ・ 多摩川などへのアクセスが悪い。

(コ) 市民が文化・芸術に親しめる機会が少ない

- ・ 安価に行けるイベントが少ない。
- ・ 文化・芸術を担う人材を支援してほしい。

(サ) 近隣の住民同士の関係が薄れている

- ・ 町内会の役員をやりたがらない人が多い。
- ・ 共同住宅が増え、ますますその傾向が強まっている。
- ・ 個人情報保護法に過剰に反応している面がある。
- ・ 老人会に誘っても出てこない人がいる。

(シ) ゴミの減量化やリサイクルの取組が不十分である

- ・ 駅周辺などでゴミのポイ捨てが多い。
- ・ ゴミの減量・分別が不徹底だと思う。
- ・ ゴミ捨てのルールを守らない人がいる。

(ス) 地域活動やボランティア活動への支援が少ない

- ・ 活動する場所が足りないのではないかな。
- ・ 交通費は出してもらいたい。
- ・ ボランティアをできる人が少ないのではないかな。

(セ) 商店街などにおける賑わいが不足している

- ・ 商店街が無くなり、大型スーパーができた。
- ・ 個人商店が少なくなっていて寂しい。
- ・ 食事ができるところが少ない。
- ・ 移動販売車が必要な状態
- ・ 人が集まれる場所が少ない。

参 考 資 料

第5期幸区区民会議調査審議スケジュール

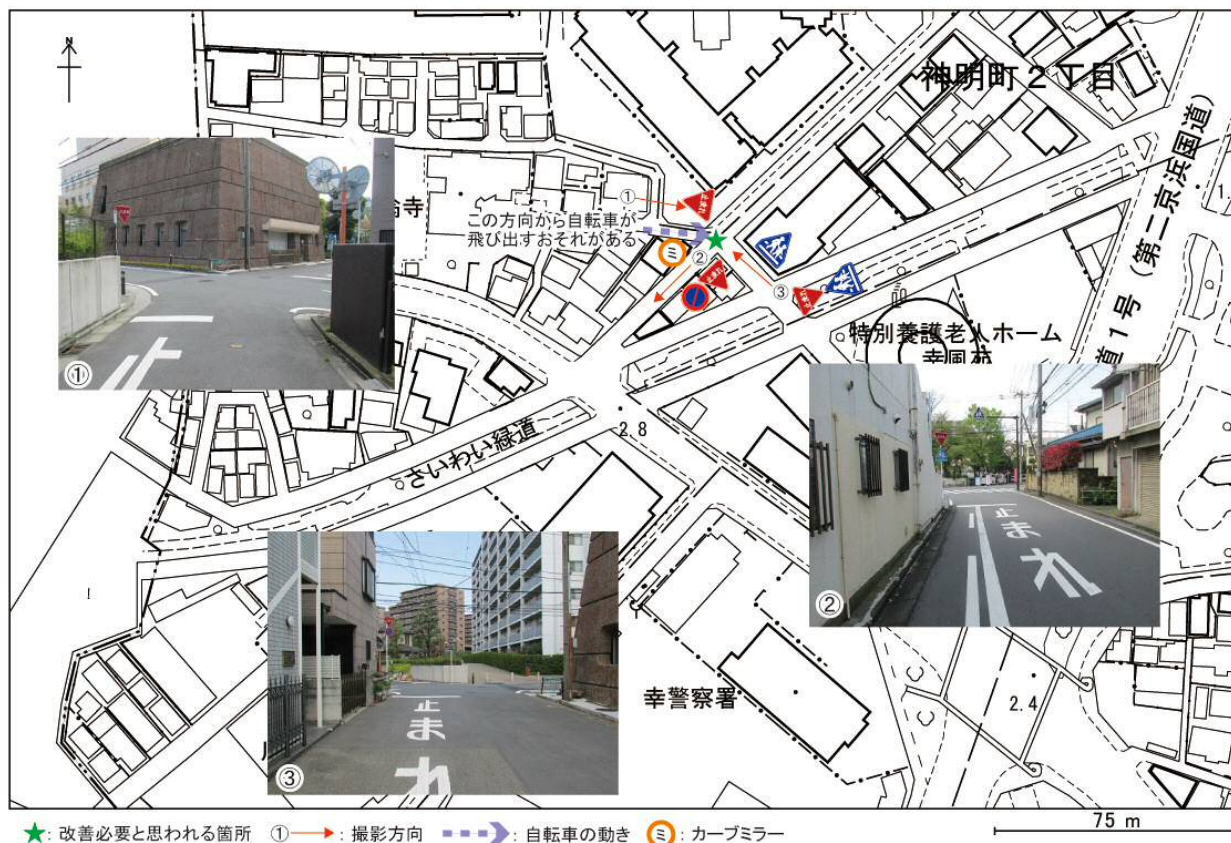
	2014年度(平成26年度)										2015年度(平成27年度)										2016年度 (平成28年度)		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4・5月	6月
区民会議 (全体会議)	7/31 第1回					12/3 第2回			3/19 第3回					8/31 第4回						2/5 第5回			
企画運営 会議					11/17 第1回				3/4 第2回					8/24 第3回					1/25 第4回				
自転車事故ゼロ部会				10/1 第1回 10/31 第2回		12/17 第3回		2/2 第4回 2/23 第5回		平成 26 年度 まとめ	4/27 第6回	6/1 第7回 6/24 第8回	7/27 第9回		9/28 第10回	10/26 第11回	11/20 第12回	12/21 第13回					
	○審議テーマの選定 「自転車の交通安全対策」 ○部会名の決定 ○正副部会長の決定 ○取組の方向性の決定				○審議テーマに関する課題整理 ○関係団体に関するヒアリング				○現地調査の実施			○課題解決に向けた実践的取組			○提言内容の検討、とり まとめ			○フォーラム実施内容の 検討			提言 内容 の 決 定 第5期幸区 区民会議 フォーラム (2/20)の実 施	報告書 のとりまと め	第5期幸区 区民会議 任期終了 区長へ報告 書の提出
地域力で暮らしやすいまち部会			9/30 第1回	10/28 第2回		12/16 第3回	1/27 第4回	2/20 第5回		4/20 第6回	6/9 第7回 6/29 第8回	7/24 第9回		9/24 第10回	10/29 第11回	11/30 第12回	12/18 第13回						
	○審議テーマの選定 「高齢者・障害者の暮らしやすい街 の実現」 「地域コミュニティ活動の活性化」 ○部会名の決定 ○正副部会長の決定 ○取組の方向性の決定				○審議テーマに関する課題整理 ○関係団体に関するヒアリング					○調査・ヒアリングを踏まえた 課題解決手法・実施主体の 検討			○課題解決 に向けた 実践的取組			○提言内容の検討、とり まとめ			○フォーラム 実施内容 の 検討				
										○課題解決手法・実施主体 の継続的検討													

平成26年度まとめ

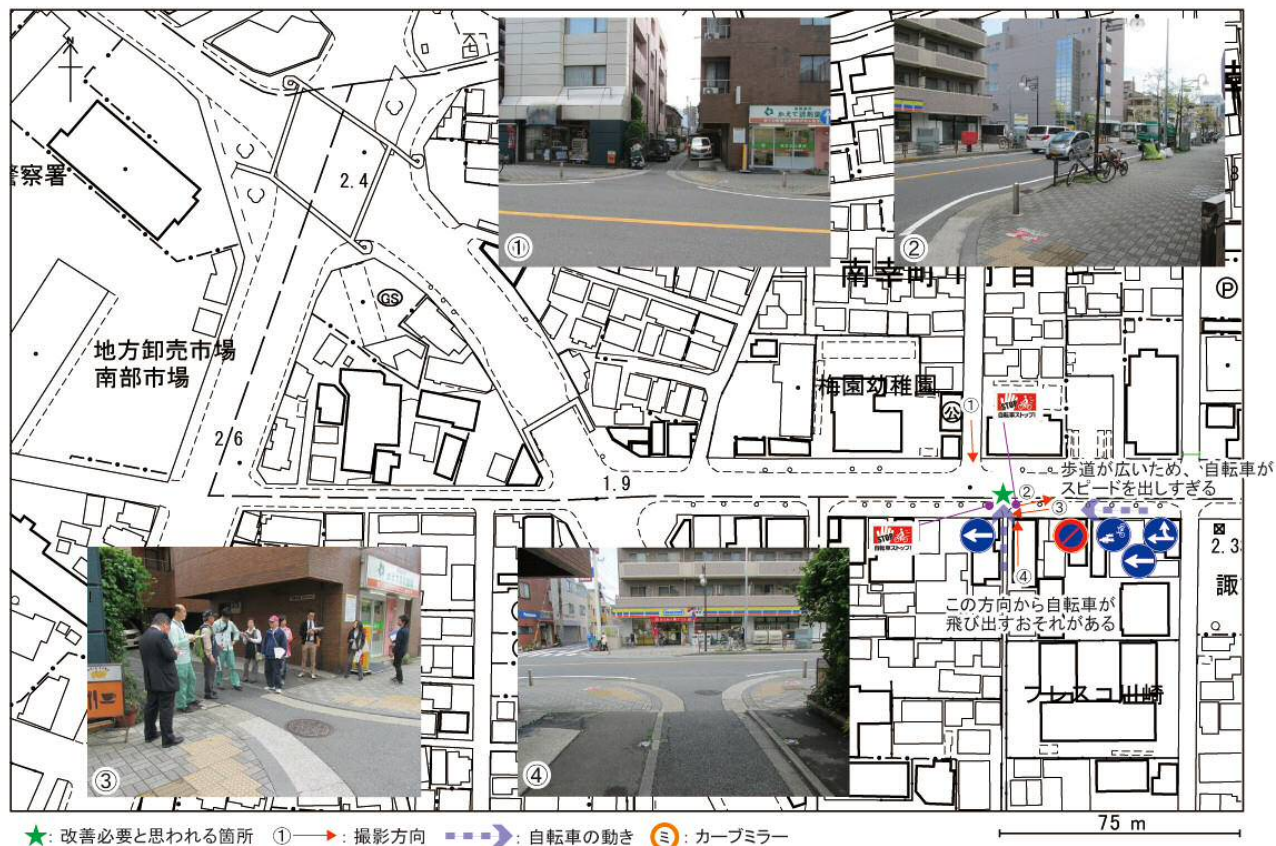
第5期幸区区民会議任期終了
区長へ報告書の提出

2 「区内道路の危険箇所調査」に基づく「通行環境整備の必要な箇所」事例

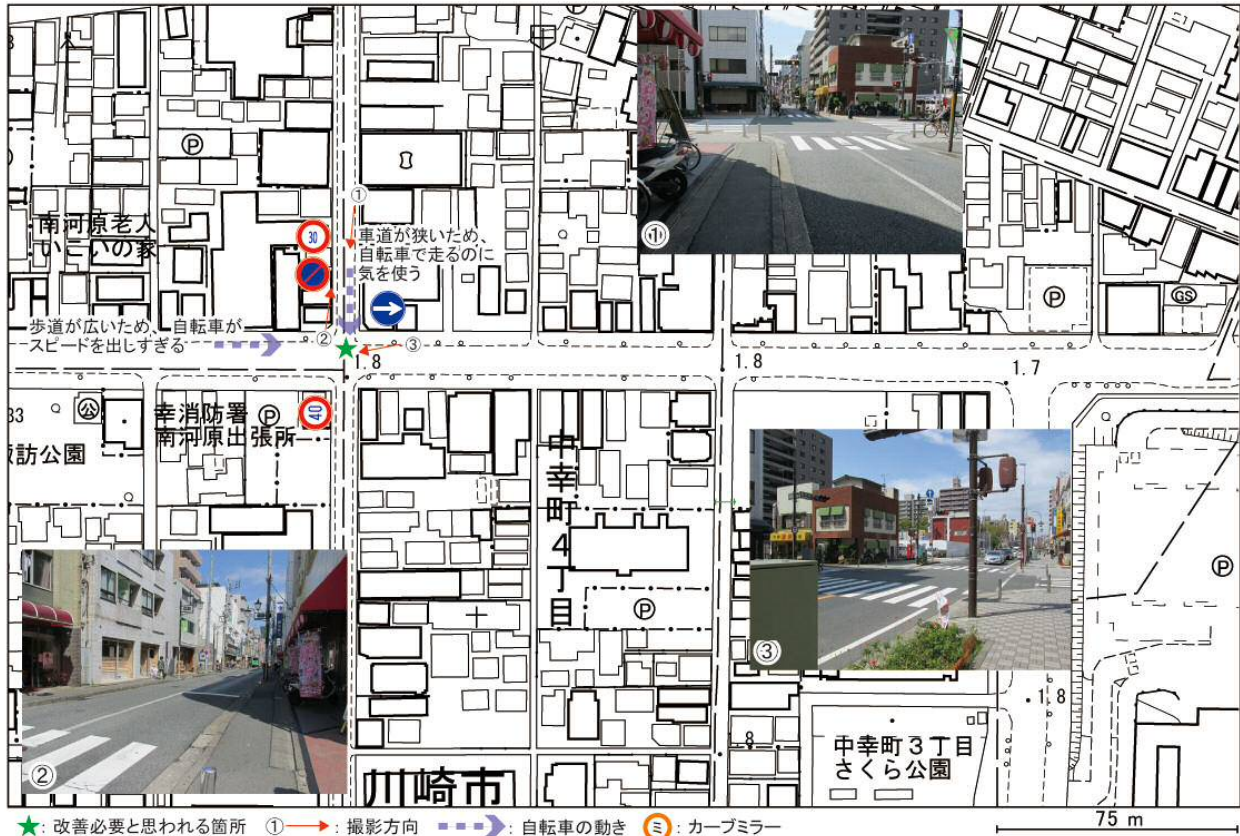
①神明町2丁目地内



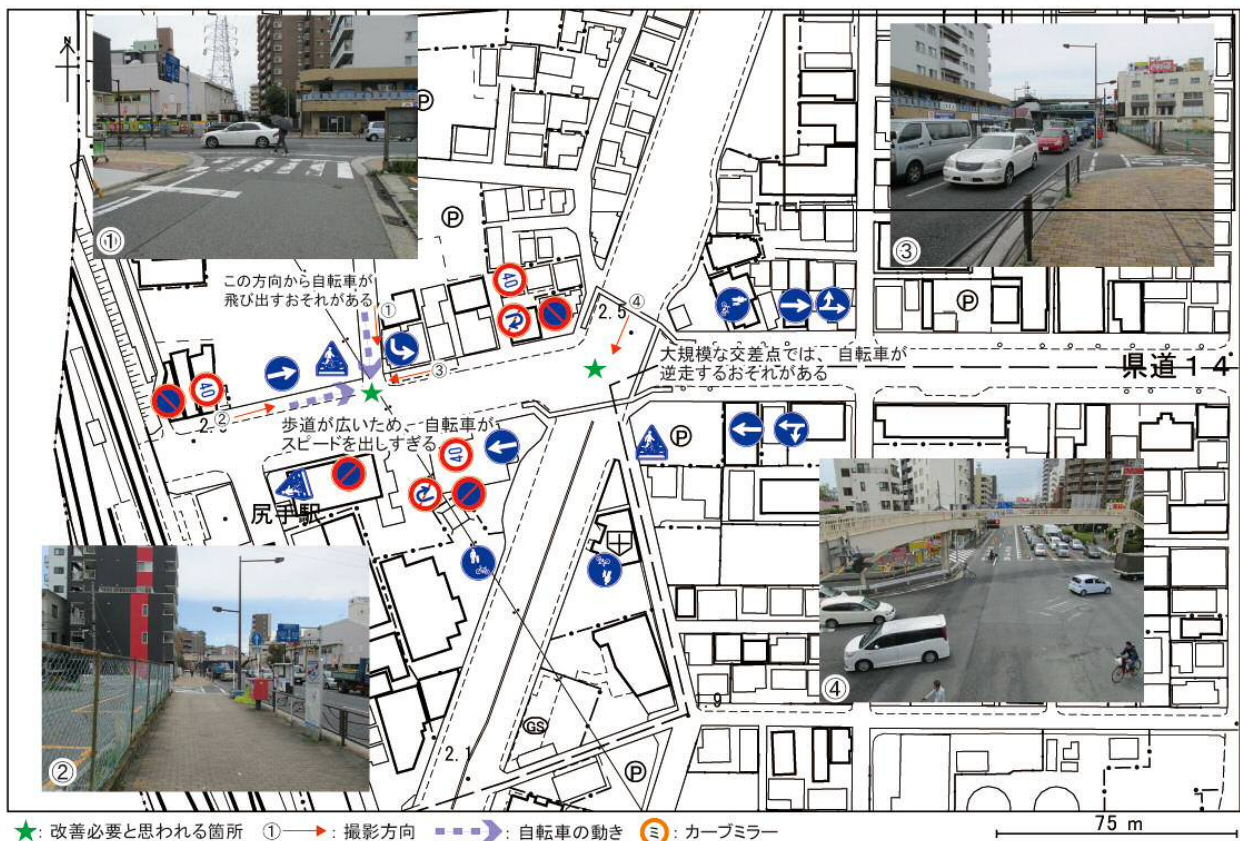
②南幸町2丁目地内



③南幸町交差点



④南幸町3丁目地内



⑤下平間地内



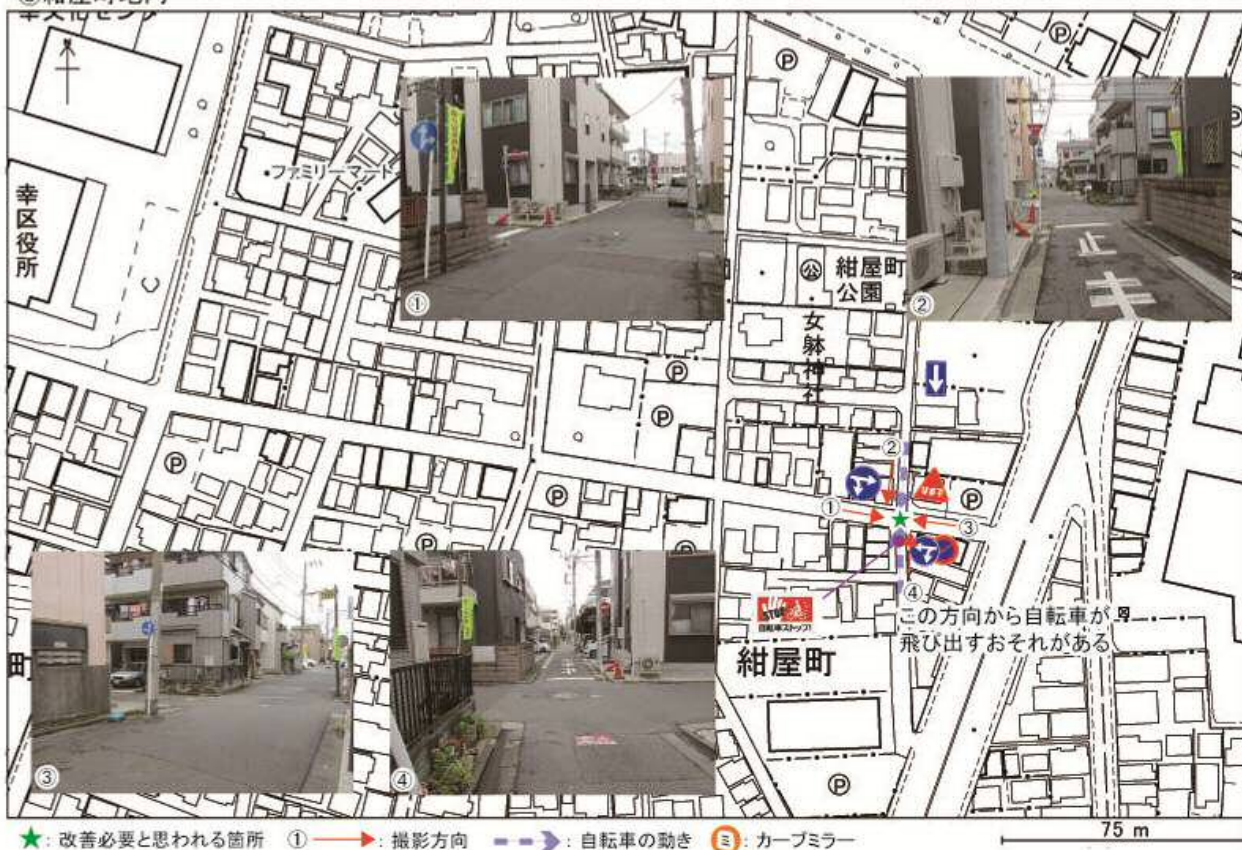
⑥下平間小交差点



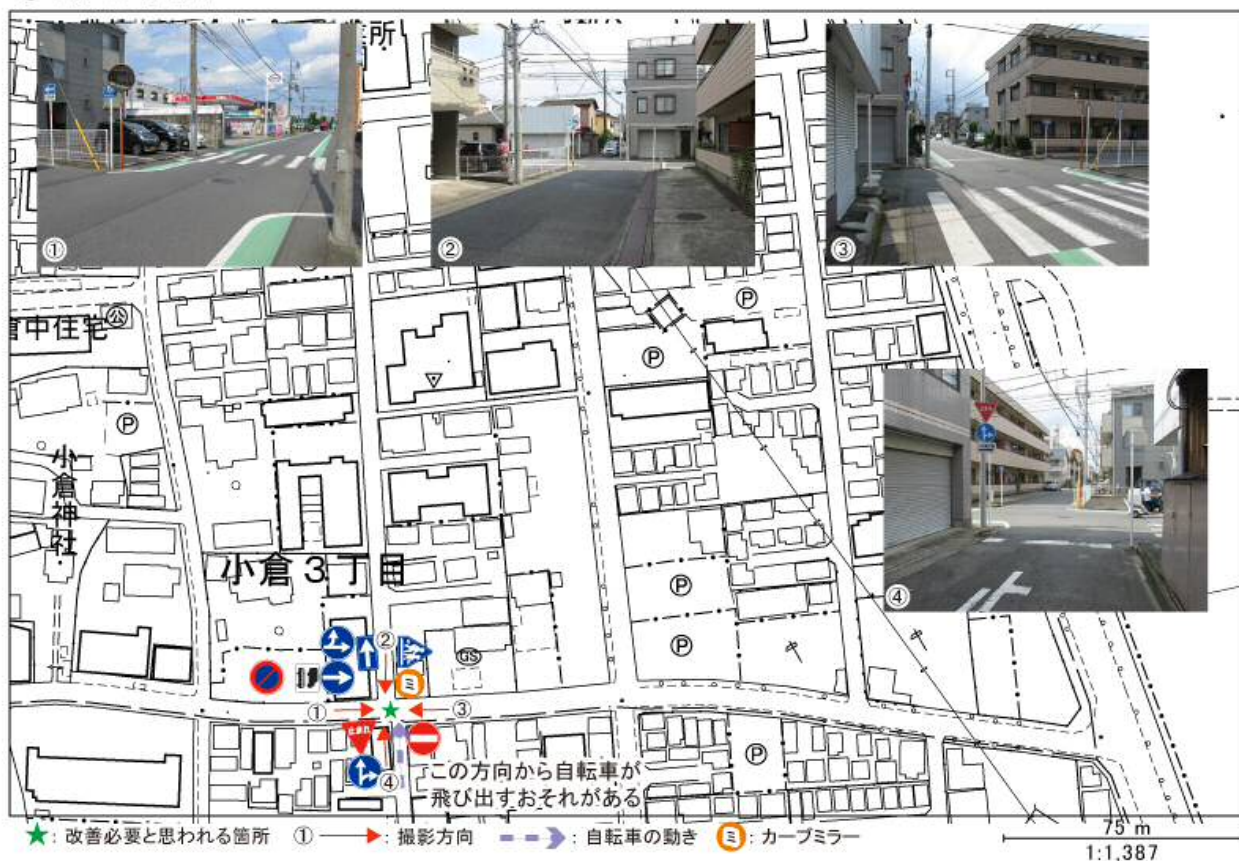
⑦古市場2丁目地内



⑧紺屋町地内



⑨小倉4丁目地内



⑩北加瀬1丁目地内



⑪東小倉地内



3 関係規程

川崎市区民会議条例

(目的及び設置)

第1条 区民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する

(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者

(2) 区民会議の委員に応募した者

(3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携
その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が
的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよ
う努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会
議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市区民会議条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市区民会議条例（平成 18 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）

第 4 条第 2 項第 1 号及び第 12 条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるも
のとする。

(課題の選定)

第 2 条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通
じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第 4 条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関す
る調査検討を行うものとする。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は
意見を聴くことができる。

- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

幸区区民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）

第1条の規定に基づき設置する幸区区民会議（以下「会議」という。）の組織について、川崎市区民会議条例規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(団体推薦委員)

第2条 区長は、条例第4条第2項第1号の規定による委員について、規則第3条に規定する分野から、活動状況及び活動実績等を総合的に勘案し、地域社会の課題解決に資すると思われる団体（以下「推薦団体」という。）に委員の推薦を依頼するものとする。

2 推薦団体による委員の推薦は、「幸区区民会議委員推薦書（第1号様式）」によるものとする。

3 前項の規定により推薦された者の承諾は、「幸区区民会議委員就任承諾書（第2号様式、以下「就任承諾書」という。）」によるものとする。

4 推薦団体による委員の変更は、「幸区区民会議委員推薦変更届（第3号様式）」によるものとする。

(公募委員)

第3条 委員の公募についての人数、資格、任期、選考方法等については、区長が別に定める。

2 前項により選任された者の承諾は、就任承諾書によるものとする。

(区長推薦委員)

第4条 区長は、条例第4条第2項第3号の規定に基づき、区民会議の目的を達成するために必要と認める者を、委員として選任するものとする。

2 前項により選任された者の承諾は、就任承諾書によるものとする。

(委員の再任)

第5条 会議の活性化を図るため、委員の再任回数については、2回とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとする。

2 前項の規定に関わらず、委員長又は副委員長が欠けたときは、新たに選任することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、会議の同意を得なければならない。

(専門部会)

第7条 条例第7条及び規則第4条に規定する専門部会（以下「部会」という。）の設置は、委員長が会議に諮り、これを決定する。

2 部会は、委員の任期終了をもって解散する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、幸区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

幸区区民会議運営要領

1 制定趣旨

この要領は、川崎市区民会議条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、幸区区民会議（以下「会議」という。）の運営に関し、効率的かつ自律的になされるために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 課題の把握

- (1) 会議は、地域社会の課題等について、区役所が把握している課題、委員が自らの活動を通じて把握した課題や区民からの意見などを取りまとめ、調査審議すべき事項を選定する。
- (2) 調査審議すべき事項の選定については、専門部会を活用し、全体会議において行う。

3 調査審議

- (1) 調査審議は、出席委員の合意形成を図るものとする。
- (2) 委員長は、調査審議結果について取りまとめ、これを速やかに区長及び市長に提出する。なお、任期最終の会議では、審議継続中の事項を含め任期中の検討結果について、区長及び市長に書面をもって提出するものとする。

4 会議の運営

会議の開催回数や開催時期、開催する時間帯等については、委員長が専門部会を活用し、これを決めることとする。

5 専門部会

- (1) 課題テーマについて調査検討を行う部会と、円滑な運営について協議する部会を設置する。
- (2) 専門部会の部会長は、委員の互選により、これを選出する。
- (3) 専門部会における調査検討の結果は、出席委員の合意形成を図るものとする。
- (4) 部会長は、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長に報告するものとする。
- (5) 任期最後の専門部会については、部会長は、継続中の事項を含め、その結果を速やかに委員長に報告するものとする。
- (6) 委員長は、専門部会から報告を受けた際には、これを会議に諮る。
- (7) 前各項に規定するもののほか、必要な事項については、運営について協議する部会でこれを定める。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って、これを定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。